

- (b) 内閣の重要法案の否決せられた場合
 - (c) 歳出委員会に於て豫算の重要な項が削減せられ且つ歳出法又は固定基金法に於て承認せられなかつた場合
 - (d) 不信任決議又は弾劾案可決の場合
 - (e) 貴族院と衆議院との間に解くべからざる衝突紛争を生じた場合
 - (f) 選挙法改正(選挙区選挙権又は被選挙権の改正)ありたる場合
 - (g) 政治上の理由によらずして内閣が辭職し新内閣が組織せられたる場合
 - (h) 戦争其の他の國家の重大問題に際會したる場合
- 以上の a, b, c, d. の場合は現衆議院が果して選挙権者の意思を代表するや否や疑はしき場合であり e, f, g, h. は必ずしも衆議院が選挙権者の意思を代表するや否やの疑の存する場合ではないが一層明白に選挙民の意思を確めて内閣の決意を固くせんとする場合である。而して解散後の總選挙に政府の與黨が勝利を得れば政府の衆議院統制は益々確固さを加へ之と同時に貴族院の統制も亦容易となるのである。

- (一) 國家の統治作用の分類 立法、司法、行政には形式的な分類と實質的の分類とがあることは前に述べた。其の何れを採つても差支へがない。要は之を混じないことである。之を混すれば同じことを二度論ずる場合が生ずるし又論ずべきことを一度も論じない場合も生ずる。本書は前にも注意したやうに形式的分類に従つて説明を貫く。
- (二) 議會主權 (Parliamentary Sovereignty) に就ては第一章參照

- (iii) King in Parliament の意義に就ては Dicey, Law of the Constitution 37, 424.
- (四) 議會の代表性非代表性に就ては Jellinek, Allgemeine Staatslehre 566-591 は最も明白に之を論じ議會を以つて國民と言ふ原始的直接機關の代表機關であるとしてゐる。余も亦國民の機關性を承認するものであつて従つて議會の代表性を承認せざるを得ないものである。議會の非代表性を主張するものには Rieker, Die Rechtliche Nature der Modernen Volksvertretung 1893.; Kelsen, Hauptprobleme der Solvranität S. 469ff
- (五) 衆議院の選挙権に關しては古くより實際政治上の重要問題であつた。中世紀に於ては州の騎士 (Knight of Shire) は貴族士豪の指令によつて選挙せられた都市の町人 (burghes of borough) と共に議員となつた。而して議員となることは寧ろ可成之を避けんとした。選挙権に就ても極めて複雑不統一であつた。漸く千四百三十二年ヘンリー六世時代制定法によつて州部 (County) に於ける衆議院議員の選挙権は年收四十志以上の自由保有不動産 (freehold) を有する者に限られたが都市に於ける衆議院議員の選挙権は各都市の都市免許狀 (Charter of incorporation) により一定してゐなかつた。
- 十九世紀産業革命に伴ふ人口移動により州の選挙区は人口稀薄となり更に都市選挙区に於ても人口の移動を來し選挙区の人口と選出議員數との間に非常な不權衡を生じた。此れ即ち Rotten borough と稱せらるゝものである。されば都市の勤勞階級にも選挙権を與ふべしと言ふ憲章黨運動 (Chartist's movement) 等を生じ千八百三十二年、千八百六十七年、千八百八十四年の選挙改正法の通過となつた。然るに未だ完全なる普通選挙権は與へられず、特に女子の選挙権は承認せられなかつた。遂に世界大戦によつて勞働階級の躍進女子の政治的活動の熾烈の結果千九百十八年現行選挙法たる國民代表法が通過せしめられた。尙選挙権の史的觀察に就ては Lowes Dickenson, The Development of Parliament in the Nineteenth Century 參照
- (六) Anson, Law and Custom of the Constitution 1922 Vol. I 127ff 大學選挙権 (University Franchise) は千八百六十七年に於て初めて認められ千八百十八年の國民代表法にもこれを存置した。同法第二條、第四條、第五條參照。尙其の他の選挙権に就ても前掲 (Anson) の著書は最も新らしく最も詳細であるから參照せられたい。
- (七) 千九百十八年の國民代表法は尙世界大戦後五年間特別な除斥原因を認めた。其は所謂軍規違反者 (Conscientious

- (八) アン女王の制定法 (6 Anne, c. 7, §. 27) によつて陸海軍將校は絶対的無資格及び部分的無資格の例外をなすことを規定してゐる。即ち當選しても議員となることができ、而も再選舉を要しない。
- (九) 尙千七百四十一年の制定法 (15 Geo. II, c. 22) によつて大蔵省各委員、大蔵大臣、國務大臣及び同政務次官海軍政務次官其の他の終身官等も又同様の例外をなす。而も將來益々増加の傾向を示してゐる。
- (十) ローマンカソリック教徒に對しては千八百二十九年の制定法 (10 Geo. IV, c. 11 The Roman Catholics Relief Act) によりユダヤ教徒に對しては千八百五十八年の制定法 (21/22 Vict. c. 47. Jews Relief Act) により救濟方法が設けられた。
- (十一) 此の員數は千九百十八年の國民代表法の規定する七百七名より千九百二十二年アイルランド自由國の建設によつて九十二名を減じたるものである。
- (十二) 州部 (County - Borough) とは人口五萬以上にして州と行政上同地位同権限を有する都市である。所謂特別都市である。後で地方行政論に於て詳述する。
- (十三) 大法官に對する召集狀又は選舉命令發布の詔勅は前議會の解散の詔勅に含まれてゐる。大法官は之によつてスコットランド貴族を除く總ての貴族院議員に對して召集狀を發し、且つ衆議院議員に關しては選舉命令書を選舉官に發する。召集狀も選舉命令書も形式は何れも (Writ of Summons) である。然し著者は了解を容易にするため前記の如く分けた。
- (十四) 尙選舉手續に關する規定は千八百七十二年の制定法 (Parliamentary and Municipal Election Act) によつて規定せられてゐる。而して此の法は毎年制定することを要する一年法であつたが千九百十八年の國民代表法は之を恒久法たらしめた。
- (十五) 千九百十八年國民代表法第十九條
- (十六) 投票方法は原則として通常の投票方法であるが千九百十八年の國民代表法は大學選舉區に於ては試験的に比例代表法を適用してゐる。而して將來百人の議員を比例代表法によつて選出せんがため比例代表調査委員を任命し其の

報告が議會の承諾を得たる場合に全國に適用することとなつてゐるが未だ其の承諾を得るに至らない。

大學選舉區の比例代表法はヘヤード氏式であつて投票用紙に候補者の氏名を連記し自己の欲する順序に従ひ定員數だけの番號を候補者の氏名の上に附する。選舉官は先づ當選に必要な得票數をある方法によつて決定しておく。各候補者の第一次の得票數を調査して其の當選に必要な得票數に達したる者をば當選者とする。第一次の得票數によつて當選と決したる者の數が定員に満たない場合には更に當選決定以外の各候補者の第二次得票數を調査し第一次得票數と合して當選に必要な得票數に達したる者を當選者と決する。以下之に準ずる。即ち單純移讓式投票 (Simple transferable System) である。北方アイルランド議會の衆議院議員選舉も比例代表法を採用することとなつた。(10/11. Geo. c. 67) 千九百十八年の國民代表法は將來英國に於て百人の議員を比例代表法によつて選出するため其の調査委員會を任命すべきことを規定した。而して此の委員會は兩院の賛成を得べきことを條件とした。然るに未だ衆議院の賛成を得るに至らぬ。

(十五) 貴族の地位に關しては

Lowell, Government of England vol. I 393-404

Anson, Law and Custom of the Constitution vol. I 201ff

Hatschek, Grosbritannien Irland, 4 ff

(十六) Hatschek, a. a. O. 46 ff

Hatschek, Englisches Staatsrecht, 369

(十七) Anson, a. a. O. 229-230

(十八) Anson, a. a. O. vol. I p. 219; Charnier and Asquith, a. a. O. p. 279

(十九) 尙眞正の投票權者か否かを決定するために千八百四十八年の制定法は左の標準を規定した。

(イ) 千八百年より選舉權を行使せざる者は投票權を失ふ。

(ロ) 選舉權に疑義ありとして二人の貴族が抗議した場合には記録長記は之を貴族院書官に移讓し貴族院特權委員會に於て審理す。

立法權の組織と作用

- (二十一) Anson, a. a. O. p. 212; Charnar and Asplith, a. a. O. p. 280
- (二十二) 本章第一節第二目参照
- (二十三) 宮中席次は千九百十九年三月三十日の勅令にはカンタマリー大僧正大法官ヨーク大僧正内閣總理大臣アイルラ
ン下大法官樞密院議長衆議院議長の順位
- (二十四) 議長の議事統率權は本會議中のみ。委員會には出席せず、委員長之に代る。即ち全院委員會の場合に歳入委員
長 (Chairman of Ways and Means) 之に當る。收入委員長の事故ある時は副委員長 (Deputy Chairman) 之に當る。
全院委員會以外の委員會に於ては各委員長議事を統率する。
- (二十五) 歳入委員長 (Chairman of Ways and Means) は毎議會政府によつて指名せらる。年俸二千五百ポンド。就任
と同時に黨籍を脱する。政府の更迭と同時に其の職を去らなければならぬ。歳入委員長は歳入委員會の委員長たる
にとどまらず代理議長となり且つ總ての他の全院委員會の委員長となる。
- (二十六) 閉會の期間は特定せらる。但し國王は詔勅 (Proclamation) を發して閉會の期間を延長又は短縮することができ
る。(30/31 Vict. c. 81; 37 Geo. VII. c. 127; 33/4 Vict. c. 81) 但し該詔勅は其の定むる開會期六日前に公布する
ことを要する。
- (二十七) 總て決議も其の當會期に於て効力を有するのみ。其故會期繼續の決議は議院定令 (Standing Order) としてお
ねばならぬ。(Hutcheson, a. a. O. 14)
- (二十八) Anson, Law and Custom of the Constitution Vol. I. 74ff
- (二十九) 術語 (Public Business) は公共法案金錢法案に關し個人法案に關しない。其故術語にはないけれども公共法案金
錢法案を總括して一般公共法案の議事開始のための事務と名付ける。
- (三十) 勅語奉答文決議案の討議は議會活動の最も華々しい部分であつて吾國の大政演説に對する質問に當る。
- (三十一) 此の時代の立法は「國王が衆議院の請願により貴族院によつて制定する」ものであつた。即ち衆議院は立法の請
願權しか有しなかつた。衆議院は此の輕い權利をば歳出協賛の前に請願 (Petition before grants of supply) と言ふ原
則を立つる事によつて意義づけ様とした。國王に對する金錢給與を協賛する前に自分たちの立法の請願を開いて貰
ふと言ふことであつた。
- (三十二) 請願による立法は國王が度々請願の趣旨と異つた法律を貴族院によつて制定する事あること、議會制定法に非
ずして勅令を發する事あることのため衆議院にとつては不安の種であつた。此の不安を去るには法律案を衆議院に
於て發案し制定し貴族院の同意を得て國王の裁可を求むるの外はなかつた。此れ即ち議案による立法 (Legislation by
bill) の生じたる所以である。
- (三十三) 議案は委員會に於て準備的審議を経て本會議にかゝる。委員會は其の組織により全議員を委員とする全院委員
會 (Committee of Whole House) と議員小數若干名を委員とする小委員會 (Select Committee) とがある。尙全院委員
會に代るべき常任委員會 (Standing Committee) をあぐるべきことがある。
- (甲) 小委員會 (Select Committee) 議長指名の十五名以下の少數の委員より成り左の如き種別がある。
イ、審査委員會 (Committee of Inquiry) 特定事項審査のため指名せらるゝ委員會であつて權限は其都度院の
命令によつて定めらる。通常ある事項に就ての審査に必要な文書の呈出及び證人出廷命令、訊問等である。個人
法案委員會も亦審査委員會の一種である。
ロ、會期委員會 一會期中同一事項のために任命せらるゝ委員會であつて左の種別がある。
a 選任委員會 (Committee of Selection) 八名の委員より成り會期の初めに選舉せられる。常任委員、審査委員等
の選任を其の任務とする。
b 決算委員會 (Committee of Accounts)
c 請願委員會 (Committee of Public Petition)
- (乙) 全院委員會 (Committee of Whole House) は全議員より成る。歳入委員會 (Committee of Ways and Means)
歳出委員會 (Committee of Supply) 印度決算委員會 (Committee of Indian Accounts) 其の他院の決議により特に
附託せられたる議案に對する全院委員會等である。全院委員會は院の命令によつて開議せらる。一日の開議で審
査未了の時は院の決議によつて再開せられなければならぬ。全院委員會に於ては歳入委員長が委員長となる。
- (丙) 常任委員會 (Standing Committee) 公共法案は六の常任委員會の一に附託せらる。常任委員會は一會期
立法權の組織と作用

- (三十四) 總て決議も其の當會期に於て効力を有するのみ。其故會期繼續の決議は議院定令 (Standing Order) としてお
ねばならぬ。(Hutcheson, a. a. O. 14)
- (三十五) 術語 (Public Business) は公共法案金錢法案に關し個人法案に關しない。其故術語にはないけれども公共法案金
錢法案を總括して一般公共法案の議事開始のための事務と名付ける。
- (三十六) 勅語奉答文決議案の討議は議會活動の最も華々しい部分であつて吾國の大政演説に對する質問に當る。
- (三十七) 此の時代の立法は「國王が衆議院の請願により貴族院によつて制定する」ものであつた。即ち衆議院は立法の請
願權しか有しなかつた。衆議院は此の輕い權利をば歳出協賛の前に請願 (Petition before grants of supply) と言ふ原
則を立つる事によつて意義づけ様とした。國王に對する金錢給與を協賛する前に自分たちの立法の請願を開いて貰
ふと言ふことであつた。
- (三十八) 請願による立法は國王が度々請願の趣旨と異つた法律を貴族院によつて制定する事あること、議會制定法に非
ずして勅令を發する事あることのため衆議院にとつては不安の種であつた。此の不安を去るには法律案を衆議院に
於て發案し制定し貴族院の同意を得て國王の裁可を求むるの外はなかつた。此れ即ち議案による立法 (Legislation by
bill) の生じたる所以である。
- (三十九) 議案は委員會に於て準備的審議を経て本會議にかゝる。委員會は其の組織により全議員を委員とする全院委員
會 (Committee of Whole House) と議員小數若干名を委員とする小委員會 (Select Committee) とがある。尙全院委員
會に代るべき常任委員會 (Standing Committee) をあぐるべきことがある。
- (四十) 小委員會 (Select Committee) 議長指名の十五名以下の少數の委員より成り左の如き種別がある。
イ、審査委員會 (Committee of Inquiry) 特定事項審査のため指名せらるゝ委員會であつて權限は其都度院の
命令によつて定めらる。通常ある事項に就ての審査に必要な文書の呈出及び證人出廷命令、訊問等である。個人
法案委員會も亦審査委員會の一種である。
ロ、會期委員會 一會期中同一事項のために任命せらるゝ委員會であつて左の種別がある。
a 選任委員會 (Committee of Selection) 八名の委員より成り會期の初めに選舉せられる。常任委員、審査委員等
の選任を其の任務とする。
b 決算委員會 (Committee of Accounts)
c 請願委員會 (Committee of Public Petition)
- (四十一) 全院委員會 (Committee of Whole House) は全議員より成る。歳入委員會 (Committee of Ways and Means)
歳出委員會 (Committee of Supply) 印度決算委員會 (Committee of Indian Accounts) 其の他院の決議により特に
附託せられたる議案に對する全院委員會等である。全院委員會は院の命令によつて開議せらる。一日の開議で審
査未了の時は院の決議によつて再開せられなければならぬ。全院委員會に於ては歳入委員長が委員長となる。
- (四十二) 常任委員會 (Standing Committee) 公共法案は六の常任委員會の一に附託せらる。常任委員會は一會期
立法權の組織と作用

中在任することに於て小委員會中の會期委員會に等し。其の委員數の多きことに於て之と異る。

(三十三) 衆議院に於ける公共法案の議事手續に關しては

Anson, Law and Custom of Constitution. 1. 271. A Public Bill in Commons 貴族院に於ける手續に關しては同 267ff

(三十四) 議長のなす同一性の證明は左の三點である。

(イ)二年間三會期中其の内容が變更せられてゐないこと。

(ロ)法律案の内容が變更せられてゐても其は時日の經過による當然の變更であること。

(ハ)法律案の内容が變化を生じてゐても其は貴族院の修正し衆議院が同意したる點であること。

(三十五) 公共法案中貴族院の否決權に制限を加へない法案は議會存続期間を延長せんとするもののみである。

(三十六) 通牒協議會及び千九百十一年の議會改正法の與へた兩院衝突の打開策以外に政治的解決が有力な手段たるは疑

を容れぬ。即ち政府の大臣が貴族院の反對派の首領と會見して妥協點を求め之によつて公共法案を通過せしむることである。

(三十七) 金錢法案に對する諸原則に就ては

Charner and Asquith, Outline of Constitutional Law 288 以下

(三十八) 豫算に關しては Charner and Asquith, a. a. O. 320; Lowell, Government of England Vol I. 75. 118

(三十九) 全院委員會は次の開議を決議する事ができる。然し此の決議は院に報告せられ其の承諾を求めなければならぬ。

(四十) 個人法案の制定手續に關しては

Anson, Law and Custom of the Constitution Vol.I. 309. ff

(四十一) 議院定令委員會 (Committee on the Standing Orders) は十二名の委員より成る會期委員會であつて毎會期初頭院によつて選舉せられる。

(四十二) 審査官の裁決後個人法案を何れの院に最初提出するかは貴族院全院委員長と衆議院歳入委員長との協議によつて定まる。

(四十三) Lowell, a. a. O. Vol. II. P. 377 ff

(四十四) 議會權限は兩院一致したる議決によつて行ふ。然るに兩院は單獨に行ふことのできる權限を有し各議員も種々の特權を有する。此の三者は各種別のものである。兩院の權限と議員の特權とを合して議院の特權として述べる。

(四十五) 各院の權限に就ては Anson は議院の特權 (Privilege of the House) として前掲 153ff 及び 241ff に於て之を論じてゐる。然し此は、議院の權限と議員の權限とを混同して居る。各院の權限を最も明白に區別してゐるのは

Hatschek, Grossbritannien und Irland 61

(四十六) 請願とは國家機關に對して其の苦痛を救済すべく一定の行爲を要望するものであつて其の希望を容るゝと容れ

ざるとは國家機關の自由に屬するものを言ふ。英國では種々の請願がある。即ち

イ、裁判に關する請願 a 既に下されたる裁判所の判決に對して自己の苦痛を除かんがために請願する場合は先づ

請願書を國王 (King in Council) に提出し國王は其の任命したる受理者 (Receiver) をして受理せしめ又其の任命し

たる受理者 (triers) をして審理せしめ然る後之を判事、大法官、樞密院、若くは議會に移して之を決せしむる。然るに

此の種の請願は上訴手續の發達、大法官裁判所 (衡平法裁判所) の發達によつて遂に其の姿を沒した。ト國王に對す

る民事訴訟開始としての權利請願 (Petition of Right) (前述)。植民地裁判所より樞密院司法委員會への上訴に對

する請願 (後述)

ロ、議會に對する請願 議會に對する請願は左の三種より成る。

a 一定の法律の適用を自己のために寛恕し又は修正することを希望する請願 (Petition for Privilegium) 此の

請願は今日殆んど行はれない。

b 個人法案の請願 (Petition for Private bill) (前述)

c 一定の官吏の免職に關する議會の上奏を希望する請願 (次節參照)

d 公共的請願 (Public Petition) 公共的請願とは公共の苦痛 (Public Grievance) を救済するがため法律の改正

又は法律の制定を希望する請願であつて今日議會の請願事務は主として此の公共的請願である。騷擾的請願を禁ず

るため千六百六十一年の法律 13 Car II. c. 5. Tumultuous Petition Act は總ての請願 (議會に對する請願も國王に對する請願も) は地方に於ては三人以上の治安判事若くは巡回裁判 (Assize) 又は四季裁判所 (Quarter Session)

立法權の組織と作用

の大陪審員 (Grand Juries) の過半数、ロンドンに於ては市長 (Mayor) 市参事員 (Aldermen) 及び市會によつて同意せられざる限り二十名以上の署名を禁じ次に十人以上の團體の名に於て請願を提出することが禁ぜられ之を犯すものは百ポンドの罰金に處せらるゝこととなつた。總ての請願は請願委員會 (Committee of Petition) に附託する。請願委員會は請願を區別して其の要點を抽象して報告する。此の報告は會期中屢々なされる。本會議に於ては討議を用ひずして採否を決する。且つ請願書の朗讀を要求せられた場合には院の書記官が之を朗讀する。請願の形式が不法である場合 (文書によらず又は嘆願の文字を含まぬ場合) 若くは其の内容が不法である場合 (院の特權侵害・不忠誠・法律拒否の文字を含む場合) には院に提出と同時に否決せられ若くは議院の卓に之を置いて請願委員會によつて一般の注意を惹き然る後否決せられる。請願が委員會を通過し且つ本會議に於て可決せられれば請願者の希望する法律の立法案又は改正案が提出せられて普通の立法手續を経て制定せられる。

(四十七) Act of Settlement S. 5 Hatschek, Grossbritannien und Irland 262-263

(四十八) 英法流の考へ方では權限と權利との區別がない。而して議員の權限も權利も共に之を特權 (Privilege) と言ふけれども此の兩者は區別しなければならぬ。

(四十九) 言論の自由に就ては殆んど總ての英國憲法の著書に掲ぐる。主なるものは

Anson, Law and Custom of the Constitution, Vol. I. 16 ff

Lowell, The Government of England Vol. I. 243

Charner and Asquith Outline of Constitutional Law 291ff

Hatschek, a. a. O. 63

(五十) 此の特權は既に千六百四十年の判決によつて認められた。即ちトーマスシャーレイ事件 (Case of Sir Tho. as v Shirley) である。シャーレイ拘禁者は議會の要求を肯せずしてシャーレイを釋放しなかつたと言ふ理由で議會によつて處罰せられた。拘禁者は職責を守つて處罰せられたのである。此の矛盾を除くため千六百四十四年制定法により衆議院の要求により被拘禁者を釋放しても責任を生ぜぬこととなつた。

(五十一) Anson, a. a. O. Vol. I. 275 ff

(五十二) Anson, a. a. O., Vol. I. 77ff Guillotine も亦 Closure の一種であつて其のため Guillotine の名を Closure by Parliament と言ふ。Guillotine, Closure も院の中絶時間 (Interruption) となつてから提案して決せられる。此の外 Closure の一種に Kangaroo Closure なるものがある。此は議長若くは歳入委員長が委員會若くは全院委員會に於て可決せられたる修正増補の中自由に幾何かを選んで他は捨つる制度を言ふ。

(五十三) 例へば亞米利加憲法の如き然り。モンテスキューの主張亦然り。

(五十四) 此れ議會より内閣へ政治の重心が移轉したと言はるゝ所以である。(Sidney L. w, English Governance.)

(五十五) Anson, a. a. O. Vol. I. 60-72

(五十六) 休會の動議の目的は政府の論難攻撃の機會を得ることである。従つて當初は休會そのものは問題ではなかつたが千八百七十八年以後休會そのものまでも決することとなつた。

休會の動議が徒らに政府攻撃の用に供せらるゝことを除かんため特に政府攻撃のため休會の動議を Motion to adjourn for the purpose of discussing a definite matter of urgent public importance に限り此の動議に對しては左の如き防禦又は制限方法が講ぜられる。

イ、平議員の動議提出は抽籤による。抽籤に當つた議員は自己關係の事項に就てのみ動議し内閣の地位を奪ふやうな動議は提出しないのが普通である。

ロ、政府議員の動議によつて討議を中絶時間まで延期し妥協を講ずること。

ハ、論難の目的となれる大臣の欠席但し此の方法は非立憲の非難が多い。

ニ、千九百二年の議院定令によりて此の種の動議は午後三時まで提出し午後八時十五分以後に於て討議しなければならぬ。大臣は此の間に答辯の準備をする事ができる。

ホ、既に通告せられた質問動議と同じ質問動議を通告することとできぬ。其故政府與黨の議員に於てある問題討議のため休會動議を通告し、其の期日を定めずにおけば他の議員の同じ動議を封鎖することができる。之を封鎖動議 (blocking motion) と言ふ。(Lowell, Vol. I. a. a. O. 331-340)

(五十七) Lowell, a. a. O. Vol. I. 340ff

立法權の組織と作用

- (五十八) 歳入委員會に於て直接政府の態度に就て論難することはできなくなつた。(千九百二年議院定令)
 (五十九) Lovelle, a. a. O. Vol. I. 345ff
 (六十) Lovelle, a. a. O. Vol. I. 350
 (六十一) Lovelle, a. a. O. Vol. I. 350
 (六十二) Lovelle, a. a. O. Vol. I. 390-326

第八章 司法權の組織と作用

第一節 司法權

司法權の意義

司法權とは形式的意義に於ては裁判所の權限である。實質的に言へばある事件に對する法の發見解釋適用及び法の維持である。形式的司法權と實質的司法權とは必ずしも一致しない。例へば吾國に於て不動産登記法人登記の如きは裁判所の權限(形式的司法權)ではあるけれども實質的には司法權ではない。又警察署長の違警罪即決處分收稅官廳の假處分等は實質的司法權ではあるけれども形式的には司法權とは言へぬ。吾人は行政權立法權に關して形式的意義を採つたから司法權に就ても形式的意義を採らねばならぬ。形式的司法權即ち裁判所の權限の範圍を定むる基礎となる裁判所とは如何なるものであるか。貴族院裁判所 (Court of Parliament) 樞密院司法委員會 (Judicial Committee of Privy Council) 高等裁判所 (High Court of Justice) 上訴裁判所 (Court of Appeal) 巡迴裁判所 (Court of Assize) 州裁判所 (County Court) 中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) 治安判事裁判所(單獨判事裁判所小裁判所 (Court of Petty Sessions) 四季裁判所 (Court of Quarter Sessions) 等である。

英國裁判所種類

裁判所の管轄権 各種の裁判所の各権限は各々制定法によつて定められてゐる。然し全部の裁判所の権限を通観して見れば

(一) 事物管轄 裁判所は總ての法律違反に對する争訟を管轄することができる。一般民事刑事は勿論行政官廳の違法處分に關する訴訟をも管轄することができる。尙法律違反の事實存すれば其が個人によつてなされたと官憲によつてなされたとを問はず總て裁判所の管轄する所である。(法の支配參照)

尙此に關連して次の諸點を合せ論ずれば裁判所の事物管轄を明白にすることができる。

(イ) 行政權と司法權との間に権限の衝突ある場合には裁判所が之を決定する。権限衝突は何れかの一方が法律に定めたる行爲の範圍を超越した場合である。従つて権限衝突は法律違反である。

(ロ) 行政官の違法處分に對して特に行政官を保護せんがために佛國や吾國に於て認めらるゝ行政法若くは行政裁判所が一つも存在してゐない。行政官の違法處分も普通の法律により普通の裁判所に於て之を審理し一般臣民との間に毫も不公平な取扱をしない。(1)

(ハ) 英國に於ても事物管轄につき種々の特別裁判所が設けられてゐる。(例へば軍法會議 Court Martial 海難審判所 Wreck Commission 鐵道審判所 Railway Commission) 然るに特別裁判所は國王の大權に基いて設立することはできない。制定法に基いて設立せられ制定法によつて定められた裁判官を以つて之に任じ、裁判所の手續も制定法の規定によるか又は其に基く勅令 (Order

in Council) によらねばならぬ。(二) 但し現今に於ても制定法に基かずして審問權 (Inquire) だけは行ふことができるが證人宣誓證人強制權を行ふことはできぬ。(三) 特別裁判所の管轄權と通常の裁判所の管轄權との關係は吾國や大陸諸國の例と異なる。通常裁判所は特別裁判所に繫屬する事件に就ても裁判權を失はぬ。或は競合裁判權 (特別裁判所の裁判に服するのみならず更に通常裁判所に於て裁判する) 又は特別裁判所より通常裁判所への上訴によつて通常裁判所の管轄權は侵害せられずに保たれる。

以上(イ)(ロ)によつて司法權は行政權に對して優越な地位が保たれ行政權の行動が一般個人の行爲と等しく司法權によつて制御せらるることが明白である。(四)

(二) 裁判所の人に對する管轄 裁判所は英本國(聯合王國)の領土權に服する人に對して管轄權を有する。其の英國人たると外國人とを問はぬ。但し之に對する例外は次の諸場合である。

(イ) 國王 (Crown) 王は惡を爲す能はず (King can do no wrong) の原則により國王の法律違反に對しては裁判權を行ふことができぬ。但し民事に就ては權利請願 (Petition of Right) の方法によりて其の救正を求むることができる。(五)

(ロ) 外國元首 外國元首が英國領土上に於て法律違反の行爲をしても之に裁判權を行ふことはできぬ。但し外國元首から英國裁判所の管轄權に服すべきことを申出でた場合若くは外國元首が訴訟を提起した時は英國の裁判權に服する。

(ハ)外國の外交使節も英國裁判權に服しない。此の治外法權は外交使節の家族、隨員、從者(例へ從者が英國臣民である場合でも善意に即ち英國の法律を回避する爲めなく備はれた場合には治外法權を有する)及び外交使節の自宅財産にまで及ぶ。(Diplomatic Privileges Act 1708; 7 Anne c. 12) 但し此の治外法權は外交使節によつて棄權せらるゝことができる。領事は斯る治外法權を有しない。

(ニ)聯合王國以外に於て植民地總督、軍隊軍艦等の英國官憲の所謂國家行爲 (Act of State) によつて損害を加へられた外國人は英國裁判所に救正を求むることができる。(六)

(ホ)敵國人 (Alien enemy) 其の本國が英國と交戦状態にある外國國民は其の交戦状態の續く限り英國裁判所に對する訴權を失ふ。戦前敵國人の出訴したる事件に就ては戦争終了まで延期する。然し俘虜となつてゐる敵國人は俘虜として拘留中になしたる契約を理由とする訴權を行ふことができる。敵國人に對する訴權は交戦状態のために影響を受けぬ。(七)

(ヘ)アイルランド總督 (Lord Lieutenant of Ireland) は其の在任中職務遂行のためなしたる行爲に對して全く法律上無答責である。英國裁判所もアイルランド裁判所も之に對して管轄權を有しない。印度の副王 (Viceroy) も亦同。(ト)判事もある程度の法律上無答責の特權を有する。(後述)

判事の地位

判事の地位

〔行政權に對する地位〕

(一) 行政權に對する地位 判事(裁判所)は國王(政府)に對して獨立なる地位を有する。國王(政府)の命令や強制を排して自由に其の職務を行ふことができる。此の獨立の地位は左の法によつて保障せられてゐる。

(イ)判事は國王の任意に免ずることができぬ。千七百一年の王位繼承法三條 (S. 3 of Act of Settlement) 並に千八百七十五年の大審院法 (Supreme Court of Judicature Act) によつて大法官を除く外全部の判事は國王より其の任意の期間 (during King's pleasure) 任命せらるゝのではなくて善良なる行跡の間 (during good behavior, quandiu bene se gerint) 任命せらるゝ。「善良なる行跡の間」と言ふことは國王の任意によつて免せられざること善良ならざる行跡ある場合は國王は兩院の共同上奏を待つて大權によつて免職することができる。即ち服務規律違反(例へば無斷缺席)ト陪審によつて決せらるべき犯罪に對する刑事訴追、法の曲解等即ち之である。尙精神又は身體の疾患により職を執ること不可能の場合に於ても之を免ずることができる。(ハ)

(ロ)判事(高等裁判所上訴裁判所判事、法務議員、州裁判所判事)の俸給は年々議會の承諾を要する給與支出 (Supply Service) ではなくて最早年々其の承諾を要しない固定基金支出 (Consolidated Fund Service) である。従つて其の生活の保障を受けることができる。其の年金も亦同じ。

(ハ)裁判所の設置廢止又は權限の附加廢止 裁判所の設置廢止は國王(政府)の大權を以つて行ふことができぬ。議會の承諾によつて即ち制定法を以つてして初めて可能である。此の原則は

イ、終身官たること

ロ、俸給

ハ、裁判所設置廢止變更

司法權若くは判事の行政權に對する獨立を保障するために缺くべからざるものである。而して此の原則は英國に於ては多くの學者の著書に於て又は最高裁判所の判決によつて承認せられてゐる普通法 (Common Law) の原則である。聯合王國內に於ては普通法裁判所 (Common Law Court) や衡平法裁判所 (Court of Equity) は元來議會の同意なくして成立したものであつたけれども先づ此等の裁判所の廢止には制定法を以つてしなければならぬと言ふ原則が生じ次で其の新なる設置も制定法を以つてしなければならぬこととなつた。嘗つて國王の大權によつて設立せられ國王の專制の機關であつた大權裁判所 (Prerogative Court) と言はれた星座裁判所 (Star Chamber) 高等宗教裁判所 (High Commission Court) やタブリン城塞裁判所 (Castle Chamber in Dublin) 等は不法なるものとして廢止せられたことは前に述べた。裁判所の權限を新に附加し又は之を廢止することも制定法を以つてなさねばならぬ。

聯合王國以外の英國領土即ち廣義の植民地では多少其の原則を異にする。

(a) 王領植民地 代表的立法府 (Representative Legislature) も責任政府 (Responsible Government) も具へてゐない植民地に於ては、其の拓植によつて之を得たる場合に裁判の原則は聯合王國の普通法が適用せられ、其の占領によつて得たるものには勅令 (Order in Council) を以つて規定せられた法規が適用せられる。又其の何れの場合に於ても裁判所の設置廢止は國王の大權立法たる勅令 (Order in Council) 又は大勅書 (Letters Patent) によつてなすことができる。

(b) 立法府を具へてゐる植民地や自治領 (Dominions) に於て裁判所の設置廢止裁判の準則たる法規は千八百六十五年の植民地準則法 (Colonial Laws Act) によつて規定せられてゐる。同法第二條第三條によつて特に植民地に適用すべく制定せられた制定法並に植民地立法府の制定したる制定法が植民地裁判所の準則となるべく聯合王國の普通法は適用せられない。又特に植民地に適用すべく制定せられた制定法並に植民地立法府によつて制定せられた制定法は植民地の裁判所を設立廢止することができる。

(ニ) 國王の裁判所に對する權限は國王の財産に關する範圍に限られ他には及ばぬ。王位繼承法 (Act of Settlement) によつて裁判官の地位が保障せられたる結果、國王が裁判所の司法權の作用に干渉することはできぬやうになつた。たゞ國王は一般臣民の有する能はざる財産に對する裁判上の特權を有する。而して其は國王の財産或は收入に關する繫屬事件を大法官裁判部より王座裁判部へ移管を命ずる權又は破産管財人に對する權等即ち之である。

(ホ) 國王は恩赦權を以つて司法權に干渉し或は裁判所の下した判決を變更し又は之を無効たらしむることができる。然し此の大權は裁判所に對して一定のことを命令し其の自由獨立を制限するのではない。たゞ裁判所の裁判の結果に對して干渉するだけであつて裁判所の作用そのものは毫も影響を受けない。(恩赦に就ては前に述べたから略する)

〔立法權に對する地位〕

(二) 立法權に對する地位 判事は立法權に對しては從屬的地位に立つ。即ち

司法權の組織と作用

ニ、移管命令

ホ、恩赦權

イ、共同上奏による免官

(イ) 兩院の共同上奏ある時に於ては判事を免職することができる。(Act of Settlement 5.3.) 議會が何等の正當の理由なきに斯る上奏をなさぬこと並に政府の大臣が先づ事件を調査し其の報告の後初めて議會に於て斯る上奏の決議の手續を開始しなければならぬと言ふ憲法的慣習が存在してゐる故議會の専制は防がれる。兩院をして斯る共同上奏をなさしむる原因は前述した様に判事の善良ならざる行跡であつて如何なる非行が免職に價するかは議院の決議する所による。

ロ、彈劾訴訟

司法權に對する地位

(ロ) 判事に對しても衆議院は彈劾訴訟を提起することができる。
(三) 司法權に對する地位 判事は裁判所に對して如何なる地位に立つか。(イ) 先づ刑事が犯罪行為を爲した場合に刑事上の責任を受くることは他の臣民と變りがない。(ロ) 民事上の責任に就ては特別な地位に置かれてゐる。即ち判事は判事として職務を遂行する場合に於て形式的に權限内の行為である限り絕對に民事上の責任を負はぬ。(九)

第二節 裁判所

中央裁判所
地方裁判所
民事裁判所
刑事裁判所
第一審裁判所
第一審裁判所
第一審裁判所
第一審裁判所

裁判所は其の土地管轄を標準として中央裁判所即ち其の土地管轄が全國に及ぶものと地方裁判所即ち其の土地管轄が特定地方に限らるゝものとに分つことができる。又事物管轄を標準として刑事裁判所と民事裁判所とに分つことができる。又審級を標準として第一審及び上訴審即ち第二審第三審の裁判所とに分つことができる。此等の區別の外種々の標準によつて之を區別すること

地方裁判所

民事裁判所

州裁判所の組織

ができる。例へば裁判所の所在地と土地管轄とを標準として英本國の裁判所と植民地裁判所と印度裁判所とに分ち更に英本國裁判所はイングランド及ウェールズ裁判所とアイルランド裁判所とスコットランド裁判所とに分つことができる。
予は以下イングランド及びウェールズ裁判所に就て中央裁判所と地方裁判所とに大別し其の各の中に於て民事裁判所刑事裁判所第一審裁判所上訴裁判所其の他の區別を述べやうと思ふ。(十)

第一款 地方裁判所 (Local Courts)

第一項 民事裁判所 (Civil Courts)

民事裁判に對する地方裁判所は千八百四十六年の州裁判所法 (County Court Act 1846 9/10 Vict. c. 95) によつて統一せられた。此によれば州裁判所 (County Court) が即ち其であつて且つ民事裁判の最下級の裁判所である。(十一)

州裁判所の組織 州裁判所はイングランドを其のために五百餘區 (州裁判區 County Court District) に分割し其の各に一箇宛設けられてゐる。一區は一州と畧一致するけれども必ずしもそ

うではなく或は州より大なることあり或は小なることもある。州裁判所の判事は單獨制である。然し州裁判所の事務が比較的に閑散であるために一人の判事が數區の州裁判所を受持つて廻る。州裁判所判事は七年以上訴師 (Baristor) たりし者より大法官の推薦によつて國王より任命せられ

州裁判所の
権限

る。其の地位の獨立であることは既に判事の地位に就て述べた所である。

州裁判所の権限 州裁判所は第一審 (first instance) としての裁判権を有するのみである。而して其の管轄権は小額民事事件に就て廉價に救正を與ふることを目的とする。即ち (a) 要求額百ポンドまでの一般民事事件 (b) 會社解散 (Winding up Company) に就ては資本金一萬ポンド以下 (c) 衡平法事件たる擔保物解除及競賣 (redemption and foreclosure of mortgage) 死者の遺産管理 (administration of estates of deceased person) 信託権の執行 (execution of trusts) 自由保有財産又は貸借財産賣買に關する契約の特別履行 (Specific performance of contracts relating to the sale of freehold or leased estates) に就ては五百ポンドまで (d) 被傭者の傭主に對する損害賠償要求 (e) 不法行為に (tort) 關する事件 (例へば誹謗 libel 侮辱 slander 不法監禁 false imprisonment) 婦女誘惑 (seduction) 惡意の告訴 (malicious prosecution) 並に契約に就ては婚姻豫約の不履行 (f) 假令要求額が前記の所定額より大なる事件であつて高等裁判所に繫屬する場合でも當事者の同意により又は原告が敗訴の場合被告の訴訟費用を辨償すべき資力を有せざるものと推定せられる場合には高等裁判所は之を州裁判所の管轄に歸せしむることができる。 (g) 高等裁判所より移管せられたる或る事件即ち interpleaded case (被告が訴訟物件につき權利を有しない場合でも原告の其に對する權利が第三者によつて争はれてゐる場合には一時被告を保護せんとする事件) (h) 以上の外當事者の同意あるときは總ての普通法の事件を管轄することができる。

州裁判所に
於ける陪審

州裁判所よ
りの上訴

州裁判所に於ける陪審 訴訟物件の額が五ポンド以上である場合には訴訟當事者は陪審を要求することができる。此の民事陪審は八人 (3 Edward VII c. 42, S. 4) である。

州裁判所よりの上訴 (Appeal from County Court) 州裁判所の判決に不服な者は其の事件が二十ポンド以上の事件であれば法律問題に就て高等裁判所 (High Court of Justice) に上訴することができる。二十ポンド以下の事件であれば州裁判所の許可を得て高等裁判所に上訴することができる。 (51/52 Vict. c. 43)

第二項 刑事裁判所

刑事裁判所

〔治安判事〕

地方裁判所たる刑事裁判所は原則として素人たる治安判事 (Justice of Peace) の裁判所である。たゞ都市のあるものに於て専門家たる有給判事 (Stipendiary Judge) の裁判所があるのみである。各刑事裁判所の説明に入る前、治安刑事に就て説明しておかねばならぬ。治安判事とは州司令官 (Lord Lieutenant) の推薦により又は其の推薦に基かずして直接大法官によつて任命せらるゝものである。其の資格は財産上の條件又は法律専門家たる條件を要しない。たゞ地方關係の人物たるを要するのみ。州に於ては州會議長 (Chairman of County Council) 區會議長 (Chairman of District Council) 都市に於て町長又は市長 (mayor) は其の在職中當然治安判事たる資格を有する。治安判事は法律専門家たるを要しないから所謂素人であつても差支がない従つて無給 (名譽職) である。治安判事の職務は以下に述べんとする地方刑事裁判所の判事たる外地方行政 (アル

州に於ける
刑事裁判所

コール飲料水販賣の免許、貧民救護、州警察並に州財政)に就ても種々の権限が與へられてゐる。
刑事裁判所 各州を土地管轄とする治安判事裁判所が刑事裁判の地方裁判所である。たゞヨークシャー、リンコルンシャーの各州は之を三區に分つて其の各々に治安判事裁判所が設けられてゐる。治安判事裁判所は次の三種である。

一、單獨判
事

(一) 單獨治安判事 州内の各治安判事は單獨に警察署長 (Police Magistrate) として (a) 犯人逮捕の命令權 (b) 殺人以外の犯罪に其の下調べをなし大陪審の公訴のため犯人を拘禁し又は保釋金をとり若くは之をとらずして釋放する。證據不十分の場合には之を放免する。單獨治安判事の權限は主として公判又は公訴準備手續に限られる。其故陪審を要しない。又其の審理に對しては上訴はない。

二、小裁判
所

(二) 小裁判所 (Petty Session or Commission of peace) 小裁判所は二人以上の治安判事より成り其の合議によつて裁判する。小陪審の答申によらず、又大陪審の公訴を俟たずに簡畧に裁判することが出来る。其故小裁判所の裁判は簡易裁判 (Summary Jurisdiction) とも言ふ。小裁判所の管轄すべき犯罪は

權限

(イ) 十六歳未満の者の犯したる總ての犯罪又は制定法によつて被告が簡易裁判を選むことを許されたる犯罪にして被告が之を選んだ場合。
(ロ) 公共妨害 (Public nuisance)

(ハ) 警察法 (by-law) 違反の犯罪

尙小裁判所は附隨的に左の如き民事事件をも審理する。

(イ) 父の認知を要求する訴訟並に離婚訴訟
(ロ) 雇傭關係より生ずる争訟
(ハ) 警察法違反の家屋の強制的撤去並に其の他の警察法違反の公共妨害の強制的撤去に關する手續 (abatement of nuisances)

小裁判所よ
りの上訴

小裁判所よりの上訴 小裁判所の刑事判決が罪金刑の選擇權を與へざる禁錮刑である場合には四季裁判所 (Court of Quarter Session) に上訴することができる。

小裁判所書
記

小裁判所書記 (Clerk to Justice) 小裁判所の判事は所謂素人判事であつて法律上の専門的知識を缺き其の判決が法律の一般精神に反し又は特定の規定に反する場合の生ずべき危険がある故法律に通じ且つ先例傳統に詳き専門家が之を指導しなければならぬ。此のために小裁判所書記 (Clerk to Justice) が一名宛小裁判所に附置せられてゐる。小裁判所書記は通例狀師 (Solicitor) を以つて任じ州會又は町會より俸給を受くる。

三、四季裁
判所

(三) 四季裁判所 (Court of Quarter Session)

組織

四季裁判所の組織 四季裁判所は州内の全治安判事が年四回集合して犯罪を審理する所である。一審理に要する治安判事の數は二人以上である。それ故同時に數箇の四季裁判所が開廷せら

ることができ、二人の治安判事一人は委員長 (Chairman) として證據調べをなし又は陪審員を招集する。但し委員長の権限はたゞ合議體の發表權にすぎぬ。裁判は飽くまで合議制を以つて決する。

権限

四季裁判所の権限 第一審として總ての公訴罪 (Indicable offences) を審理することができる。但し叛逆罪、殺人罪、初犯にして終身懲役に處せらるべき重罪 (強盜を除く)、叛逆罪の未遂、王位繼承權國王の統治大權若くは兩院に對する犯罪、國王教長否認 (praemunire) を以つて罰すべき犯罪、冒神罪 (blasphemy)、偽證 (perjury and subornation of perjury)、虚偽の宣誓、不法の宣誓、貨幣偽造、穀類森林燒棄、重婚、誘拐、出生隱蔽、贈收賄、ある種の陰謀罪、不動産に關する記録證書其の他の文書の窃盜、受託者 (trustees) 又は代理人 (factors) による詐欺罪等を除く。上訴審としては簡易裁判よりの上訴を審理する。

四季裁判所に於ける陪審
〔大陪審〕

四季裁判所と陪審 簡易裁判の上訴審としての裁判は全く陪審に附しない。然るに第一審裁判所としての裁判は大陪審 (grand jury) の公訴並に小陪審 (Petty jury) の答申を必要とする。(十一) 大陪審は二十三名の陪審員より成り十二名以上の同意を以つて起訴不起訴 (true bill or no true bill) を決定する。起訴を決した場合には小陪審 (petty jury) の審理に移す。小陪審は八名より成り過半数を以つて有罪無罪を決定して之を答申する。判事は此の理由に基いて無罪ならば放免し有罪ならば其刑罰を決定して判決を宣告する。(十二)

〔小陪審〕

四季裁判所書記

四季裁判所書記 (Clerk of Peace) 四季裁判所も小裁判所と等しく所謂素人たる治安判事が裁判官である。其故小裁判所に於けると等しく法律先例等に専門的知識を有する法律家が治安判事を指導して其の判決や審理方法の適正合法性を期しなければならぬ。其故州會と四季裁判所との共同委員會 (Joint Committee) によつて任命せられた四季裁判所書記が此の爲めに四季裁判所に附置せられる。四季裁判所書記は常に狀師 (Solicitor) を以つて任ずる。而して單に四季裁判所の書記たるにとどまらず他方州會の書記である。其故四季裁判所に於て治安判事の専門的指導や陪審員又は其の名簿に對し又は四季裁判所の記録に對してある権限を有する外州會に於ても一定の権限を有する。四季裁判所書記は州會より手数料を得る。俸給は之を受けない。

都市刑事裁判所

都市に於ける刑事裁判所

町 (borough) 又は市 (City) に於ける刑事裁判は州の郡區 (Rural district) に於けるものと異なる場合がある。町又は市に於ては獨立の小裁判所を有するものもあり更に其の外四季裁判所までも具ふるものもある。小裁判所のみを具へてゐる市又は町は四季裁判所の管轄に就ては州の四季裁判所に服する。

市又は町の
小裁判所

市又は町の
四季裁判所
〔記録判事〕

四季裁判所を具ふることを許されたる市又は町の四季裁判所の裁判官は無給の治安判事ではなくて、内務大臣の推薦によつて大法官 (國王の代表者として) の任命する記録判事 (Recorder) と稱せらるゝ有給判事であつて五年以上以上訴師 (barister) たりし者の中から選まれる。記録判事の

首都の刑事裁判所

俸給は市又は町より支給せられなければならない。中央政府の補助は與へられぬ。首都 (Metropole) の刑事裁判所

首都の刑事裁判所は又一種特別である。首都とは種々の目的に従つて其の範圍が定り必ずしも一致してゐないが刑事裁判管轄の目的より言へば所謂ロンドン州 (Administrative County of London) であつて即ちロンドン市 (City of London) と其の隣接の二十八の町 (London boroughs) とである。ロンドン市に於ては市長、市參事會員等は治安判事を兼職して普通の治安判事より大なる権限を有してゐる。一方ロンドン市裁判所に於ては其の主席判事たる記録判事 (Recorder) 次席判事 (Common Serjeant) や其の他のロンドン市裁判所判事等は特殊な地位を擁して四季裁判所の權限たる刑事事件を審理する。ロンドン市を除く殘部のロンドン州 (二十八の町) は治安判事の裁判權を全く許さない、其の代りに内務大臣の推薦により大法官の任命する二十三名の有給判事 (Stipendiary magistrates) を置いて其の各一人を二人の治安判事即ち小裁判所 (Petty session or Commission of Peace) の權限を行はしめる。斯る有給判事の裁判所は十三ヶ所に設けられてゐる。ロンドン州の四季裁判所は毎月二回開かれ有給判事が裁判長として着席する。ロンドン市裁判所並にロンドン州四季裁判所の判決に對しては中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) に上訴することができる。

第三項 宗教裁判所 (Ecclesiastical Court)

宗教裁判所

ロンドン州四季裁判所

市部
[市長・市參事會員]
[ロンドン市裁判所]
州部
[有給判事]

宗教裁判所の事物管轄

宗教裁判所の事物管轄 宗教裁判所に於て審理せらるべき事件は千八百三十二年前は制定法によつて確定せらるゝことなく一般の慣習として下の如き管轄權が認められてゐた。(十六)

- (イ) 俗事に對する管轄權 遺言事件離婚並に結婚の無効に關する事件
- (ロ) 俗事と宗教的事件の混合的事件に對する管轄權 十分一税 (Tithe) 教會税 (Church Rates) 宗教上の特許 (Faculties) に關する事件

(ハ) 純粹に宗教的事件に對する管轄權 僧侶の犯罪 (義務の懈怠不道德の行爲、教會の信條に反する學說の立論、浪費 suffering dilapidation 又は偽誓 perjury 等の犯罪) 俗人の犯罪 (喧嘩口論 brawling 教會又は教會境域に於ける暴行、教會建造物修理の懈怠、骨肉相姦 incest, incontinence、誹謗罪 defamation) 等であつた。然るに此等の權限の中から (イ) は千八百五十七年の制定法 (20/21 Vict. cc. 77-85) によつて通常裁判所 (Probate Divorce and Admiralty Division of H. C. J.) の管轄に移され (ロ) の内教會税は強制でなくなり十分一税は借地料 (Rent-charge) として換算せられることとなり (ハ) の内誹謗罪 (defamation) に對する管轄權は千七百五十五年の制定法 (18/19 Vict. c. 41) により喧嘩口論 (brawling) に對する管轄權は千八百六十一年 23/24 Vict. c. 32 によつて廢止せられた。他方新に千八百七十四年の制定法 (Public Worship Regulation Act. 37/38 Vict. c. 77) によつて僧侶の信條に關する犯罪、千八百九十三年の制定法 (Clergy Discipline Act. 55/56 Vict. c. 34) によつて僧侶の醜行及び奸惡 (unchliness and wickedness) 千八百四十

年の制定法 (Church Discipline Act) によつて僧侶の聖職賣買 (simony) 並に浮浪罪に關する裁判權が宗教裁判所に附與せられた。

宗教裁判所の種類 宗教裁判所にして地方裁判所であるところのものは左の如くである。

(一) 監督僧裁判所 (Court of Archdeacon) 此の宗教裁判所は監督僧の任命したる裁判官 (Official Principal) が着席して裁判する。監督僧裁判所は最下級の宗教裁判所であつて監督僧管轄區 (Archdeaconry) 内の事件にして僧正裁判所の審理することのできる總ての事件に對して管轄權を有してゐるが現今殆んど此の管轄權は行はれぬ。たゞ其の區内の教會建造物修理に關する事件を審理するため簡易裁判を行ふのみ。

(二) 僧正裁判所 (Court of Bishop) 僧正委任裁判所 (Bishop's Consistory Court) 僧正は自身若くは他に委任して裁判を行はしめる。前の場合は僧正裁判所後の場合は僧正委任裁判所である。共に監督僧裁判所の上級裁判所である。

僧正裁判所の組織 僧正裁判所に於て刑事裁判を審理する場合には先づ五人の委員 (此の内一人は必ず副僧正 Vicar General か監督僧か若くは副監督僧 Rural deans でなければならぬ) を任命して證據調べ證人調べ等により事實の取調べをなさしめ其の報告に基いて若くは被告の同意ある場合には委員の事實審理に附することなく三人の補助判事と共に自から事件を裁判し若くは大僧正裁判所に移管要求書 (Letter of Request) によつて送致する。

宗教裁判所の種類
(一) 監督僧裁判所

(二) 僧正裁判所
及僧正委任裁判所

組織

僧正委任裁判所の組織 此の裁判所は僧正の僧印を鈐したる任命書 (Letters of Patent) を以てしたる僧正法官 (Bishop's Chancellor) (七年以上訴師たりし者より任命する) 副僧正 (Vicar General) 其の他の委員より成る。常に僧正法官が裁判長となり刑事事件に於ては僧正法官の外事實審理のための五名の補助判事を附置する。

僧正裁判所の權限 僧正裁判所は元來僧正の管轄權に屬する事件にして僧正區内の事件を審理することができる理であるが殆んど之を其の僧正委任裁判所に委任することを常とする。但し制定法 (前記千八百四十年 Church Discipline Act) は僧侶の聖職賣買 (Simony) 及び浮浪罪に關しては僧正委任裁判所に委任することを得ずと規定してゐるが之とても移管要求書 (Letter of Request) によつて大僧正裁判所に送致することができる。

僧正委任裁判所の權限 僧正より委任せられたる事件を管轄する。通常委任事件は信條に關する犯罪を除いて僧侶の醜行奸惡に關する事件又は僧侶の聖餐拒否を初めとして僧侶並に俗人に對して前記宗教裁判所の事務管轄として述べた廣い管轄權を有する。

僧正裁判所僧正委任裁判所の刑事判決は僧侶に對しては、進級 (Perferment) に對する無能力を伴ふ停職 (Suspension) 褫職 (Deprivation) である。俗人に對しては、説諭 (Admonition) 懺悔 (Penance) 教會放逐 (Expulsion from Church) 並に破門 (Excommunication) の諸刑罰である。僧正法官は民事事件に就ては教會内部の變更 (Alteration in Churches) 教會建造物又は財産の修

權限

(三)大僧正裁判所

理教會座席權の争 (Disputed Right to Pews) 等に就て管轄權を有する。

(三) 大僧正裁判所 (Court of Archbishop or Provincial Court)

大僧正裁判所は大僧正區 (Province) 内の事件に就て管轄權を有する。カンタベリー大僧正裁判所とヨーク大僧正裁判所とに分れる。カンタベリー大僧正裁判所は次の四種より成る。

僧正代理裁判所

(イ) 僧正代理裁判所 (Court of Arches) 裁判長は僧正代理であつて其の權限はカンタベリー大僧正區内の僧正裁判所よりの移管事件又は僧正委任裁判所よりの上訴事件を審理する外信條に關する犯罪に對しては第一審裁判所である。

カンタベリー大僧正特別裁判所

(ロ) カンタベリー大僧正特別裁判所 (Court for Peculiars) 大僧正は同時にカンタベリー大僧正區 (Canterbury Archbishopial diocese) の僧正である、而して其の僧正區はロンドン僧正區より除外せられてゐるロンドンの十三の教區である。特別裁判所はこのカンタベリー大僧正區の事件を審理するものであるが此は前記僧正代理裁判所の權限に移された。

大僧正親裁裁判所

(ハ) 大僧正親裁裁判所 (Court of Audience) 大僧正自身が親裁して補助判事の補助により大僧正區内の僧正を審理する裁判所である。場合により其の副僧正 (Vicar General) をして大僧正の名に於て裁判せしめる。(十四)

右の外遺言 (testament) や離婚問題婚姻の無効問題を取扱ふ大權裁判所があつたが千八百五十七年の制定法によつて通常裁判所の權限に移された。

ヨーク大僧正裁判所に於てもカンタベリー大僧正裁判所に於けると殆んど同様の裁判組織がある。

宗教裁判所の上訴 監督僧裁判所の判決に對しては僧正裁判所又は僧正委任裁判所へ上訴する。但し前者が殆んど名義上の存在に過ぎないため之に對する上訴は殆んど行はれぬ。僧正裁判所主として僧正委任裁判所の判決に對しては大僧正裁判所の僧正代理裁判所へ上訴することができる。大僧正裁判所の判決に對しては最高宗教裁判所たる樞密院に上訴することができる。

中央裁判所

第二款 中央裁判所

中央裁判所とは全國を管轄する裁判所であつて地方のみの管轄裁判所(地方裁判所)ではない。中央裁判所は民事刑事の裁判を兼ねるものが多いから民事の中央裁判所と刑事の中央裁判所とに分たずして説明することが通常である。中央裁判所は

(一) 大審院 (Supreme Court)

高等裁判所 (High Court of Justice) (刑事上訴裁判所 Court of Criminal Appeal 巡回裁判所 Assize Court 中央刑事裁判所 Central Criminal Courtを包含す) 上訴裁判所 (Court of Appeal) の二より成る。

(二) 貴族院 (House of Lords)

(三) 樞密院司法委員會 (Judicial Committee of the Privy Council)

中央裁判所の種類

大審院

第一項 大審院 (Supreme Court)

大審院 (Supreme Court) は千八百七十三年の制定法 (Supreme Court of Judicature Act. 36/38 Act. c. 66) により設立せられた。其の以前中央裁判所の組織と権限とは亂雑な状態に置かれてあつたが該制定法は此等の諸中央裁判所 (Court of Probate, Divorce Court, Court of Exchequer, Court of Admiralty, Chancery Court, Court of King's Bench, Exchequer Chamber) を統一して此を高等裁判所 (High Court of Justice) と上訴裁判所 (Court of Appeal) とに分ち其の各の権限を確定した。此の兩裁判所が大審院 (Supreme Court) と呼ばれるところのものである。

第一目 高等裁判所 (High Court of Justice) 及び其の巡回裁判所 (Assize Court)

第一 高等裁判所

高等裁判所の組織 高等裁判所は左の諸部より成る。

高等裁判所の組織
(イ) 王座裁判部

(イ) 王座裁判部 (King's Bench Division) 王座裁判部長 (Lord Chief Justice of England) 並に十四名の判事が附置せられてゐる。

(ロ) 大法官裁判部

(ロ) 大法官裁判部 (Chancery Division) 部長たる大法官 (Lord Chancellor) 並に六人の判事が附置せられてゐる。

(ハ) 遺言檢證、離婚、海事裁判部

(ハ) 遺言檢證、離婚及海事裁判部 (Probate, Divorce and Admiralty Division) 此の部に

各部判事の融通

は二人の判事が附置せらるゝのみで其の内の一人は部長 (President of Probate, Divorce and Admiralty Division) である。

單獨判事
部裁判所

各部の判事は主として各部の判事として各部繫属の事件を擔當することを原則とする。然し必要ある場合には各部の判事は自己所屬以外の部に於ても裁判することができる。斯して判事の融通ができる。(前記千八百七十三年大審院法第三條) 又各部の判事は大法官を除く外大法官の推薦によつて大勅書 (Letters Patent) によつて任命せられ終身官である。各判事は單獨に一箇の裁判所を構成してある種の裁判権を行ふことができるが王座裁判部並に遺言、離婚、海事裁判部に於ては部裁判所 (Divisional Court) 即ち二人又は二人以上の判事が審理しなければならぬ特定の裁判権がある。

高等裁判所の権限

高等裁判所の権限 高等裁判所や亦前記千八百七十三年の大審院法(並に千八百五十七年同修正法 38/39 Vict. c. 77) によつて統一せられた。千八百七十三年大審院法によつて高等裁判所の権限に屬せしめられたる事項は左の諸裁判所の権限であつた事項である。

(一) 王座裁判所 (Court of King's Bench) 王座裁判所の権限であつた事項は(イ)民事訴訟—總て臣民と臣民との間の争訟、但し不動産訴訟を含まぬ。(ロ)刑事訴訟—總て國王の平和を害する行爲 (Act Against King's Peace) に對する訴訟 (ハ) Writ of Mandamus, Writ Quo Warranto, Writ of Prohibition の發令 (後述)

(一) 普通裁判所 (Common Bench or Court of Common Pleas) 普通裁判所の権限であつた事項は臣民と臣民との間の争訟特に不動産訴訟に關する特別管轄千八百六十八年の議會選舉法による選舉訴訟等

(二) 財務裁判所 (Court of Exchequer) 財務裁判所の権限であつた事項は (イ) 國家の收入に關する争訟 (ロ) 臣民に對する國王の權利に關する争訟 (ハ) 其の他の普通法裁判所 (三十一) に限つて管轄せしめられてゐる争訟を除く事項

(四) 大法官裁判所 (Chancery Court) 大法官裁判所の権限に屬せる事項は衡平法 (Equity) に關する事件であつて千八百四十一年財務裁判所が衡平法に關する訴訟に對する管轄權を失つてから専ら大法官裁判所のみが之を管轄することとなつた。

(五) 海事裁判所 (Court of Admiralty) 海事裁判所の権限であつた事項は (イ) 海上に於ける契約に關する訴訟又は海上に於て行はれたる種々の侵害行為に對する民事訴訟 (ロ) 刑事訴訟——元來海上又は大河の主流に於て船舶上の犯罪は海事裁判所の権限であつたが千八百六十一年の制定法 (24/25 Vict. cc. 96-8) によつてその内公訴罪に當るものはイングランド又はアイルランドに於ける犯罪と同視せらるゝに至つたから海事裁判所の刑事管轄は重大さを失つた。

(六) 遺言檢證裁判所 (Court of Probate) 遺言裁判所の権限であつた事項は (イ) 遺言檢證 (Probate of Wills) に關する訴訟、遺言狀なき死亡者の遺産に關する訴訟並に遺言狀なき死亡者

の管財命令 (Letters of Administration) を發する權限

(七) 離婚裁判所 (Divorce Court) 離婚裁判所の權限は離婚並に婚姻の有効無効に關する訴訟であつた。

(八) ランカスター並にダラム天領民事裁判所 (Palatine Courts of Pleas at Lancaster and Durham) の權限たりし事項、尙千八百八十三年の破産法 (Bankruptcy Act) によつてロンドン破産裁判所 (London Bankruptcy Court) の權限も高等裁判所に移された。

權限の配分 高等裁判所は今前記の各種の權限を集中したが三部に分ちて各々之に權限を配分してゐる。(十五)

(一) 王座裁判部 王座裁判部に配分せられてゐる權限は王座裁判所、財務裁判所、普通裁判所、天領民事裁判所、ロンドン破産裁判所の權限たりし事項である。

(甲) 刑事事件 王座裁判所の刑事管轄を引受けたる結果總ての公訴罪 (Indictable offence) 但し公訴罪の中でも四季裁判所の權限に屬するものがあり又其の他の公訴罪は巡回判事の巡回裁判に於て審理する故王座裁判部に於て審理するものは尠い。ただ a 公訴が移管命令 (Writ of Certiorari) によつて王座裁判部に移管せられた場合 b 公訴がロンドン (London) 又はミッドルセカスの囚人に對して提起せられた場合 c 告發 (information) が大訴師 (Attorney General) 又は大法官廳王務院長 (Master of Crown Office) の代理者によつてなされた場合 d 衆議院議員の選

權限の配分
王座裁判部の權限
(甲) 刑事

舉命令を掌る官吏の懈怠に對する審理 e 植民地總督其他英本國以外の官吏の凌虐罪 (oppression) 其の他の犯罪に對する審理に對しては王座裁判部に於て之を管轄する。

(乙) 民事事件 州裁判所や巡回判事の権限は限定せられてゐるから王座裁判部の民事管轄は廣い。これもとより王座裁判部の民事管轄普通裁判所 (Court of Common Bench or Common Pleas) ランカスター並にダラムの天領民事裁判所 (Palatine Courts of Pleas at Lancaster and Durham) の権限をも承繼したる結果である。

(丙) 財務裁判権 (昔の財務裁判所 Court of Exchequer の権限)

(丁) もとのロンドン破産裁判所の権限

(戊) 選舉訴訟 (もとの普通裁判所の権限)

(己) 種々の大權命令を發する權限

(a) 移管命令 (Writ of Certion) 治安判事裁判所其他の下級裁判所に繫屬する事件をば王座裁判部に移管する命令であつて多くは判決後に發せられる。

(b) 禁止命令 (Writ of Prohibition) 治安判事裁判所下級裁判所に繫屬する事件にして當該管轄でない場合其の審理を禁止する命令

(c) 督促命令 (Writ of Mandamus) 治安判事裁判所下級行政官廳の職務懈怠に對して義務遂行を督促する命令

(庚) 事件陳述の聴取

(庚) 事件陳述の聴取 (Stating of Case) 四季裁判所又は小裁判所の判決に對して不服なる者は之に判決を與へたる治安判事に對して高等裁判所 (王座裁判部) に其の事件を陳述することを要求することができる。之によつて一種の上訴となる結果を收むることができる。

(辛) 上訴審 (Appellate Jurisdiction) 州裁判所よりの民事上訴、公訴罪の判決に對する刑事上訴 (後述)

王座裁判部の権限は多様である。然し大體之を刑事若くは國王の大權命令 (甲、己、庚、辛) に關する Crownside of King's Bench Division と民事 (N, H, 戊) の Pleaside of King's Bench Division と財務裁判 (丙) の Revenueside of King's Bench Division の三つに分つて居る。

王座裁判部の管轄に屬する事項は二人以上の判事即ち部裁判所 (divisional Court) によつてなるものがあり、又は單獨判事によつてなるものがある。然し就中上訴審單獨判事が部裁判所の判決のために留保したる事項、前記 (庚、己、の d 戊、甲) のあるものは部裁判所の行ふ所であり其他は單獨判事を行ふ所である。部裁判所の審理に於て二人若くは二人以上の判事間に意見の相違ある場合には下級判事は上級判事に従ふことを常とする。

王座裁判部に關連して述べべきものは千九百七年の刑事上訴法 (Criminal Act. 7 Edw. VII. c. 23) によつて設立せられたる刑事上訴裁判所 (Court of Criminal Appeal) である。此の裁判所

單獨判事と部裁判所

刑事上訴裁判所

組織

権限

は言はゞ王座裁判部内の部裁判所 (Divisional Court) のやうなものであるが、其の組織は王座裁判部長 (Lord Chief Justice) が裁判所長となり他に八名の判事が王座裁判部の判事の中から王座裁判部長によつてこのために選まれ大法官の同意を得て刑事上訴裁判所判事となる。審理に必要な判事の数は王座裁判部長並に三人の判事である。其の権限は總ての公訴罪 (Indictable Offence) の判決に對する上訴であつて、或は四季裁判所の判決に對するものあり、或は巡回判事の判決に對するものあり、或は王座裁判部の單獨判事又は部裁判所の判決に對するものがある。又昔の所謂 Court of Crown Case Reserved の権限たる刑事にして判事が法律上判断し兼ねる事件の判決を保留したる事案に對しても管轄権を有する。公訴罪の判決を受けた者は法律上の問題に就ては直ちに事實の問題又は事實と法律との問題に就ては原審裁判所の同意又は擔當判事の證明書によつて刑事上訴裁判所に上訴を提起することができる。此の裁判所の特長は事實の問題に就て一旦陪審の判決にかゝつた事項には絶對に上訴の方法なくたゞ國王に對して恩赦の請願をする外はなかつたのを救済して上訴の道を開いた點にある。勿論此の上訴権は恩赦に對する請願権を阻止するものではない。但し請願を受けたる内務大臣は之を此の裁判所の審理に附し (死刑を除く) 又は請願に對して此の裁判所の意見を求めることができる。

(二) 大法官
裁判部の権
限

(一) 大法官裁判部 (Chancery Division) 大法官裁判部は其の組織を見れば大法官裁判所 (Chancery Court) の後身となつた理である。蓋し大法官が其の何れに於ても長であるからであ

る。然し其の権限から見れば後者は總ての衡平法上の事件を獨占的に管轄してゐたに反し前者は必ずしもさうではない。千八百七十三年の大審院法は普通法上の問題も衡平法上の問題も區別せずして之を大審院の権限とし各部は其の権限内の事件に對して普通法の點も衡平法の點も共に管轄することができるやうになつた。大法官裁判部も自己に配分せられた事物管轄に對しては普通法上の點も衡平法上の點も審理することができることは他の部と同様である。従つて現在の大法官裁判部は之を衡平法裁判所と呼ぶことはできぬ。(十七) 大法官裁判部に配分せられた事物管轄は次の如くである。

- (イ) 遺言者並に無遺言死亡者の遺産管理 (administration of estate of testators and intestates)
- (ロ) 組合員權若くは他の責任の取得 (taking of partnership or other accounts)
- (ハ) 擔保物解除及び競賣 (redemption and foreclosure of mortgage)
- (ニ) 土地に對する相續分其他の要求の増額 (raising of portion or other charges on land)
- (ホ) 留置權又は其の他の要求權の客體たる財産の賣却又は分配 (sale and distribution of property subject to any lien or charges)
- (ヘ) 慈善的又は個人的信託物の執行 (execution of trust charitable or private)
- (ト) 證書の確認又は棄却 (rectification or cancellation of written instrument)
- (チ) 不動産及び借地に關する契約の特別履行 (specific performance of contracts as to real

and leasehold estates)

(リ) 不動産の分割販賣 (partition sales of real estates)
 (ヌ) 未成年の後見及び其の財産の管理 (wardship of infants and care of their estates)
 大法官裁判部に於ては常に單獨判事が審理し特に二人以上の部裁判所 (divisional courts) なるものはない。

(三) 遺言
海事裁判
部の権限

(三) 遺言離婚海事裁判部 (Probate, Divorce and Admiralty Division) の権限 此の部はもとの遺言裁判所 (Court of Probate) 離婚裁判所 (Court of Divorce) 並に海事裁判所の権限を承継した。即ち

- (イ) 婚姻の有効、無効及び離婚
- (ロ) 遺言の確證 (Probate) 死亡者の遺産管理委任状 (Letters of administration of estates of deceased Person)
- (ハ) 船舶擔保契約及び船荷擔保貸金 (bottomry and respond nra bondes) 海難貨物 (flotsam) 船舶救済の爲の放棄貨物 (jetsam) 沈没貨物 (igam) 曳船料 (towage) 海難救済 (salvage) 衝突 (collision) 其の他一船舶に對して權利を生せしむるやうな懈怠的航海其の他行爲

第二 巡回裁判所及び中央刑事裁判所

巡回裁判所
の組織

巡回裁判所 (Circuits Commission) の組織

高等裁判所はロンドンに在つて其の権限を行ふため邊疆の地に於ける訴訟當事者の不便が少なくない。此のために高等裁判所の判事を地方に差遣して高等裁判所の権限を行はしめる。之を巡回裁判所 (Circuits Commission) と云ひ其の判事を巡回判事 (Judge on Circuits) と云ふ。巡回裁判所の管轄のためイングランド並にウェールズを八巡回區 (Circuits) に分ち各區に於て其の區内の特定の場所に年三回巡回裁判を開くことを通常とする。但しリーズ (Leeds) リバプール (Liverpool) 並にマンチェスター (Manchester) 等に於ては年四回之を開く又年二回開廷の巡回裁判區もある。巡回判事は多くは王座裁判部の判事であつて通常二名宛一組となつて巡回し一名は刑事一名は民事を分擔する。巡回判事と共に其以外の多くの者が巡回するけれども裁判を行ふものは巡回判事そのものである。

巡回裁判所の権限は高等裁判所の單獨判事の其と同様である。

(イ) 民事巡回裁判所 (Assize) 通常巡回裁判所のことを Assize Court と呼ぶけれども Assize の嚴格なる意義は高等裁判所の單獨判事の審理すべき民事事件 (Civili Prins) の中遠隔の地に於て生じた場合に高等裁判所の單獨判事が巡回して審理する所謂民事の巡回裁判を言ふ。此の巡回判事は王座裁判部から特に移管せられた刑事事件を審理する権限を有する。

(ロ) 刑事巡回裁判所 (Commission of gaol delivery and commission of oyer et terminer)

(ロ) 刑事巡
回裁判所

巡回裁判所
の権限
(イ) 民事巡
回裁判所の
権限
Assize

監囚釋放巡
同裁判所
〔通常刑事
所〕巡回裁判

刑事の巡回裁判所は民事と異り二種類である。即ち監囚釋放巡回裁判 (Commission of gaol delivery) 並に通常刑事巡回裁判 (Commission of oyer et terminer) である。後者は巡回裁判區 (circuit) 内の叛逆罪 (treason) 重罪 (felony) 及び輕罪を審理し判決するために差遣せらるゝものである。而して其の事物管轄は公訴罪の中四季裁判所の權限又は王座裁判部の部裁判所 (divisional court) の權限を除いたる外でなければならぬ。公訴罪の審理であるから當然大陪審員 (grand jury) の公訴並に小陪審員 (petty jury) の答申を要する。前者は監獄に囚監せられ若くは保釋出獄中の被告を審理するものであつて勿論事物管轄は通常刑事巡回裁判と同様である。

中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) 巡回裁判所に關連して附記することを要するは中央刑事裁判所 (Central Criminal Court or Old Bailey) である。刑事巡回裁判 (即ち Commission of oyer et terminer, and Commission of gaol delivery) のためにミッドセックス (Middlesex) 州並にロンドン州ケント (Kent) サーレイ (Surrey) 並にエセックス (Essex) 各州は特別なる一區をなし此處には刑事巡回裁判所の代りに常置の裁判所が設けられ刑事巡回裁判所の行ふべき管理を與へられた。此れ即ち千八百三十四年の制定法 (Central Criminal Court Act. 4/5 Will. IV. c. 36) によつて設けられたる中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) である。此の裁判所の組織はロンドン市長 (Lord Mayor) 大法官王座裁判所 (現時は王座裁判部) 普通裁判所 (現時は王座裁判部へ編入) 財務裁判所の判事 (即ち現存の王座裁判部の判事) 僧正代理裁判長 (Dean

中央刑事裁
判所と巡回
裁判所

〔中央刑事
裁判所の
組織〕

〔中央刑事
裁判所の
權限〕

of Arches) ロンドン市記録判事 (Recorder) ロンドン市次席判事 (Common Serjeant) 市參事會員 (Aldermen) ロンドン奉行裁判所判事 (Judges of Sheriff's Court) 前大法官前判事其の他國王の任命する判事より成る。然し慣習により市長や市參事會員ロンドン市記録判事ロンドン市次席判事 (Common Serjeant) ロンドン奉行裁判所の判事 (Judge of Sheriff's Court) は中央刑事裁判所に於て裁判をしない。中央刑事裁判所は月一回以上開かれる。中央刑事裁判所は元來巡回裁判所の權限のみしか有しない理であるが多少擴張せられた。即ち千八百五十六年の中央刑事裁判所法 (19/20 Vict. c. 16) は王座裁判所 (今の王座裁判部) をして中央刑事裁判所管轄區外の重罪又は輕罪に對する公訴をば中央刑事裁判所に移管せしむることを許した。尙千八百六十二年の制定法 (Trial of Military Person Act. 25/26 Vict. c. 5) はイングランド並にウェールズに於て兵亂法 (Mutiny Act) 〔S〕に於て殺人罪の訴追を受けたもの及び選舉贈賄法 (Corrupt Act 1883. 47/48 Vict. c. 51) により選舉贈賄の犯罪も亦中央刑事裁判所に於て審理することとなつた。更に千八百七十六年及び千八百七十九年の制定法 (39/40 Vict. c. 57; 42/43 Vict. c. 7) は勅令によつて中央刑事裁判所の管轄區域を擴張することを許した。

第三 高等裁判所及び巡回裁判所の判決に對する上訴

高等裁判所及び巡回裁判所の民事判決に對する上訴は上訴裁判所 (Court of Appeal) に之をなすことができる。

民事判決に
對する上訴

刑事判決に
對する上訴

刑事裁判の上訴は先づ王座裁判部の刑事の部裁判所 (Divisional Court) 其の單獨判事及び刑事巡回裁判所の判決は何れも公訴罪に該當する犯罪の判決であるから其れに對する上訴は先づ刑事上訴裁判所 (Court of Criminal Appeal) に對してなさなければならぬ。亦刑事巡回裁判所の一變體とも言ふべき中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) の判決も公訴罪に該當する犯罪に對するものであるから刑事上訴裁判所に上訴することができる。(上訴の條件は前に述べた)

刑事上訴裁判所の判決に對する上訴は法律上の問題に限られ且つ大訴師 (Attorney General) が其の上訴は公共的に非常に重大であり判決が更に審理せらるべきことは公共の利益であるとの證明を與へた場合には貴族院に之をなすことができる。

第二目 上訴裁判所 (Court of Appeal)

大審院の尙一つの裁判所は上訴裁判所である。上訴裁判所の組織は大法官記録長官 (Master of Roll in Chancery) 並に五人の判事 (特に Lord Justice of Appeal と云ふ) より成る。尙此の外高等裁判所各部の部長も前大法官たりし者も上訴裁判所の判事たり得るも此等の者は大法官の要求ありたる場合にのみ上訴裁判所に出廷して判事としての職務をとることができる。上訴裁判所は二部 (division) に分たれ各部は判事三人の合議によつて裁判する。場合により二名の判事を以つて足ることもある。

上訴裁判所の
組織

上訴裁判所の権限は高等裁判所 (部裁判所 divisional court 單獨判事、巡回裁判所) の民事判決に

對する上訴の審理である。尙高等裁判所外の裁判所 (例へば精神病破産の事項につき又は Chancery Court of County Palatine of Lancaster, Court of the Lord Warden of Stannaries に於て判決せられた事項につき) よりの上訴の審理権を有する。上訴裁判所の判決に對しては貴族院に上訴することができる。

第三目 大審院全體としての権限

大審院 (Supreme Court) は高等裁判所 (部裁判所 單獨判事巡回裁判所) 及び上訴裁判所より成る。然し大審院そのものは裁判権を行使することはない。ただ大審院の下に包含せらるゝ各裁判所の判事の委員會か若くは評議會 (Council of Judges) が一定の権限を行ふことができる。此が所謂大審院の院全體としての権限に外ならぬ。(十七) 即ち此の権限は

(イ) 大審院諸裁判所の審理手續規則の制定 手續規則は千八百八十一年の制定法 (Supreme Court of Judicature Act) により委員會 (Rule Committee) に於て決定し判事の署名を以つて之を公告する。其と同時に効力を有するに至る。然るに兩院の何れかより要求ある場合には兩院の卓上に四十日間之を置かなければならぬ。而して議院が之を承諾しない場合には國王は勅令 (Order in Council) を以つて之を廢止しなければならぬ。委員會は所謂規則委員會 (Rule Committee) と稱するものであつて大法官、王座裁判部長、遺言檢證離婚海事裁判部長 (以上高等裁判所の三部長) 大法官記録長官 (上訴裁判所長) 大法官の選任する四人の大審院判事、千八百九十四年よ

大審院全體
としての權
限

り (57/58 Vict. c. 61) 狀師協會 (Incorporated Law Society) の會長並に大法官の選任する二名のもの(一名は必ず訴師たることを要する)より成る。

(ロ) 判事委員會 (Council of Judge) の報告 大審院に屬する總ての判事は年一回集合して所謂判事委員會 (Council of Judge) を成し此處に於て司法行政の缺陷を研究し又は其の改正案を議し之を内務大臣に報告することを要する。(36/37 Vict. c. 6)

第二項 貴族院上訴裁判所と樞密院司法委員會

最上級の裁判所は貴族院上訴裁判所と樞密院司法委員會である。前者の管轄は英本國即ち聯合王國(アイルランド自由國を除く)であり後者の管轄は英國の海外領土(アイルランド自由國をも含む)である。されば前者は本國の最高中央裁判所であり後者は植民地に對する最高中央裁判所である。

第一目 貴族院上訴裁判所

貴族院上訴裁判所の組織 貴族院は本來裁判所 (High Court of Parliament) として本會議に於て裁判權を行ふことができる。其故貴族院議員は何人でも裁判に就て討論表決をなすことができる理である。而して大臣彈劾訴訟 (Impeachment) や貴族の重罪又は叛逆罪に對する訴訟特權侵害に對する訴訟貴族の地位に對する争訟に對して貴族院が裁判管轄權を有すること並に其の訴訟の方法等に就ては前に述べた。然るに貴族院の有する最も重要なる裁判權は(最高の)上訴裁

貴族院と樞密院司法委員會

貴族院上訴裁判所の組織

判所としての其である。以下述べんとする所も此の點に關してのみである。貴族院上訴裁判所の組織は貴族院議員全部より成る本會議である。然し千八百七十六年の上訴法 (Appellate Jurisdiction Act) によれば貴族院が上訴裁判權を行ふ場合には必ず左の貴族院上訴裁判官の中より三名の出席を必要とすることとなつた。

(イ) 大法官 (Lord Chancellor) 即ち貴族院議長

(ロ) 法務議員 (Lords of Appeal in Ordinary)

(ハ) 嘗つては司法高官 (High Judicial Officer) たりしことのある貴族院議員 (十八)

必要の場合には王座裁判部の判事の援助を求むることができる。尙以上の外の貴族院議員も判事として出席し討論表決の權限を有するけれども、事實上其の權限を行はないことが長い間の慣習である。貴族院上訴裁判所は議會の會期中は勿論閉會中でも解散後でも開廷することができる。(十九)

貴族院上訴裁判所の權限 貴族院上訴裁判所は英本國に於ける(聯合王國但しアイルランド自由國を除く)民事並に刑事に對する最高の上訴裁判權を有する。即ち民事に於ては

(イ) 上訴裁判所 (Court of Appeal) の判決に對しては請願の形式によつて貴族院に上訴を提起することができる。

(ロ) スコットランドの裁判所の中千八百七十六年の上訴法の効力開始當時又は其の直前に於

貴族院上訴裁判所の權限
〔民事〕

て其の判決に對し貴族院に上訴することを許されてゐた裁判所の判決に對しては現在でも貴族院に上訴することができる。斯る裁判所はスコットランド高等法院 (House of Session) 並に十分一税裁判所 (Court of tithes) であつた。此等の裁判所は普通法により既にスコットランド統一法以前より引續き其の判決に對して貴族院に上訴が提起せられてゐた。尙スコットランド財務裁判所 (Scotch Court of Exchequer) の判決に對しても貴族院に上訴することが許されてゐたがスコットランド高等法院内院 (Inner House of Session) に併合せられた。然るに千八百七十六年上訴法の以前當實際其の判決に對して貴族院に上訴せられた裁判所はスコットランド高等法院内院 (Inner House of Session) であつて千八百七十六年の上訴法は此の慣習を制定法によつて確認したにすぎぬ。(二七)

(ハ) アイルランド裁判所の中千八百七十六年の上訴法の効力開始當時又は其の直前に於て其の判決に對し貴族院(貴族院上訴裁判所)に上訴することを許されてゐた裁判所の判決に對しては貴族院上訴裁判所に上訴することができる。此の法の結果アイルランド上訴裁判所 (High Court of Appeal for Ireland) の判決に對して貴族院に上訴することができる。但しアイルランド上訴裁判所はアイルランド自由國に對しては其の管轄權を失つたから、北方アイルランド (Northern Ireland) の事件に對してのみ貴族院上訴裁判所に上訴することができる理である。(Government of Ireland Act 1920, S. 49)

貴族院上訴
裁判所の判

貴族院上訴裁判所の判決は貴族院本會議の議決である。従つて議事録に登録し議決に反對したる小數議員の意見をも附記しなければならぬ。従つて貴族院上訴裁判所の判決は全員一致の議決たることを要しない。

第二目 樞密院司法委員會 (Judicial Committee of Privy Council)

樞密院と樞
密院司法委
員會

樞密院司法委員會は樞密院の委員會として樞密院の傳統的職分たる裁判權の名残を行ふのである。即ち樞密院の裁判權中英本國に對するものは今の大審院によつて行はるゝこととなり其の残りが今樞密院司法委員會によつて行はるゝのである。此の委員會は形式は勿論事實に於ても樞密院内部の一組織たる性質をば有し、此の點に於て形式上は樞密院の委員會たるも事實は獨立してゐる内閣とは異なる。(二八)

樞密院司法
委員會の組
織

樞密院司法委員會の組織 樞密院司法委員會の組織は數多の制定法によつて規定せられ頗る複雑である。然し此等の制定法の規定の結果現在樞密院司法委員會を組織するものは

- (イ) 樞密院議長又は嘗つて樞密院議長たりし樞密顧問官及び大法官たる又はたりし樞密顧問官 (3/4 Will. IV. c. 41. S. 1)
- (ロ) 小勅書 (Royal Warrant) を以つて司法委員に任命せられたる各樞密顧問官 (a. a. O. S. 1)
- (ハ) 貴族院法務議員及び其の他の貴族院上訴裁判官 (Lords Justice of Appeal or Lord Ap-

paal. 39/40 Vict. c. 59. SS. 14, 18; 44/45 Vict. c. 3)

(ニ) 現在司法高官たる又は嘗つて司法高官たりし樞密顧問官 (50/51 Vict. c. 70, 3)

(ホ) 印度其の他の植民地の退職判事にして司法委員会出席を命せられた二名以下の有給判事 (3/4 Vict. c. 41; 50/51 Vict. c. 70 S. 3, 4, 5)

(ク) 印度其の他の植民地の司法高官たりし者にして樞密顧問官並に司法委員会判事として任名せられたる有給判事但し印度よりは二名以下に限る。(58/59 Vict. c. 44; 8 Edw. VII. c. 51. S. 2)

樞密院司法委員会の審理には以上の者の中四人の出席を必要とする。尙以上の外宗教裁判所に對する上訴に對しては大僧正又は僧正たる樞密顧問官が顧問 (Assessor) として出席し又植民地の上訴裁判所判事は其の判決に對する上訴に陪席として出席することができる。(二十二)

樞密院司法委員会の権限

樞密院司法委員会の権限 樞密院司法委員会の権限は千八百三十三年の樞密院司法委員会法 (Judicial Committee of P. C. Act. 3/4 Vict. c. 41) 並に前記大審院法の結果

(イ) 海峡諸島 (Channel Islands) 及びマン島 (Isle of Man) の裁判所並に英國領事裁判所の最終的上訴の審理

(ロ) 印度帝國自治領其の他植民地屬領の裁判所の判決に對する最終的上訴の審理

(ハ) 宗教裁判所の判決に對する最終的上訴の審理

(ニ) アイルランド自由國の裁判所の判決に對する最終的上訴の審理

樞密院司法委員会の判決

(ホ) 此の外國王が附議したる事件の審理。

樞密院司法委員会の訴訟手續に關する規則は勅令を以つて定められる。

樞密院司法委員会に於ける上訴の審理の結果は飽くまでも樞密院諮詢機關たる特質を帯びる。即ち審理の結果たる判断は直ちに國王に報告し其の承諾によつて Order in Council 即ち勅令の形式を以つて發表せられる。報告文の中にも勅令の中にも判決の理由は述べない。従つて貴族院上訴裁判所の判決の如く全員一致の議決を要せずとの結論は困難であると同時に全員一致の議決を要するとの結論も困難である。蓋し報告文は表面に現はれず又勅令にも其の結論を導くべき證據が述べられてゐないからである。

(一) これ法の支配として前に述べた所である。尙行政官が不法行爲をなせば責任を負ふ。然し行政官が國王のためになしたる契約に對して國王の取消契約不履行の場合には責任を負はぬ。(Gidday v. Palmston. 3 B. & R. 284.)

(二) 裁判所設立の大權は Bill of Rights S. 3. によつて宣言的に制限せられた。又裁判官は制定法を以つて定つてゐる。裁判手續も制定法の委任命令たる勅令を以つて定つてゐるか又は制定法そのもので定まつてゐる。而して此等が憲法的な重大さを有つことは勿論のことであつて將來法の支配を脱することはできぬ。

(三) Hatschek, Englische Staatsrecht. I. 578f
Grossbritannien und Irland. 260

(四) 法の支配の章參照 Hatschek, Grossbritannien und Irland. 259

(五) 國王の法律上無答責は國王の國家機關たる地位に於ける行爲にも個人たる地位に於ける行爲にも及ぶ。權利請願も亦其の何れの行爲に對してもなすことができる。而して英法に於て國家機關たる地位に於ける國王に對する權利

司法權の組織と作用

請願は國家に對する民事上の救正を意味する。然るに國王の代表者としての官吏の行跡に對して官吏自身に對しての訴訟はもとより國王に對して權利請願をなすことができるが國王即ち國家に對して民事訴訟を提起することはできぬ。但し制定法は此の原則の例外を設け陸軍省印度省の行爲に對しては國家に對して民事訴訟を提起することができることとした。

(六) 國家行爲に關して「國民の地位」参照

(七) Chalmers and Asquith, a. a. O. 44

(八) 判事が善良ならざる行爲によつて職を免せらるゝ場合には終身官の免職の例により *Deiरे Pacias* 又は *mandamus* 等の裁判手續を経ることを要する。

高等裁判所並に上訴裁判所即ち大審院の判事は精神身體の重患あれば大勅書によつて免せられる。尙十五年在職したる後依願免職の場合亦同じ。(36/37 Vict. c. 66, SS. 13-15) 州裁判所判事に關し以上の場合には大法官の進言により大蔵大臣より年金を與へて之を免する。(51/2 Vict. c. 43)

Court of S Record of Salford, Chancellor's Court in University of Oxford は制定法によつて設立せられた。Derrey, Exter, Kingster upon Hall, Bristol Newark, Northampton, Norwich, Petroborough, Preston, Ramsey 等は國王の免許狀によつて獨立の民事裁判所を有してゐた。

(九) 陪審員は年收十ポンドの土地占有者でなければならぬ。日當一志である。然るに訴訟當事者は特別陪審を要求することができる。特別陪審とは年收五十ポンド乃至百ポンド(町の大きに從つて)の家屋所有者年收三百ポンド以上の農場占有者若しくは年收百ポンド以上の宅地占有者の中より選ばれるべく日當は申請者の負擔に於て一ギニアである。特別陪審は申請者に對して有利であると言ふ傾向が實例によつて示されてゐる。

(十) 陪審に附すべき事件は公訴罪(indictable offences)であつて陪審員の權限は陪審の附せらるゝ總ての裁判所四季裁判所、高等裁判所其の巡回裁判所に於て同様である。

(十一) Court of Arches の名は Bow church Santa Maria de Arches の中に於て行はるゝためである。

(十二) Anson, a. a. O. Vol. II 267. Lowell, a. a. O. Vol. II 457

(十六) Anson, a. a. O. Vol. II. 268; Chalmers and Asquith, a. a. O. 230.

(十七) Anson, a. a. O. Vol. II. 269-270.

(十八) 司法高官とは

(イ) イングランド及びアイルランドの大法官

(ロ) 樞密院司法委員會有給判事

(ハ) イングランド及びアイルランド大審院判事

(十九) Chalmers and Asquith, Outline of Constitution 254.

(二十) ノットランドの裁判制度に就て一言する。(イ)下級裁判所は奉行裁判所(Court of Sheriff)であつてイングランドの County Court Quarter Session に當る。(ロ)高級裁判所はノットランド高等法院 Scotch Court of Session はイングランドの Supreme Court に當る。院長(Lord President) 副院長(Lord Justice Clerk) 並に七名の高等法院判事より成る。院は内院(Inner House)と外院(Outer House)とに分れ内院は更に二部に分れ院長と副院長が其の各部長となる。外院は單獨判事裁判所五部より成る。スコットランド刑事高等法院(High Court of Judiciary) 院長(Lord Justice General) は高等法院長之を兼ね其の外五人の判事(Lords Commissioners of Judiciary) も亦高等法院判事の兼ねる所である。刑事に對する最終裁判所にしてその判決に對して貴族院へ上訴することとすべきは。巡回裁判所 十三の巡回區に對して年二回高等法院判事が巡回する。

(二十一) Chalmers and Asquith, a. a. O. 179ff

(二十二) 樞密院司法委員會の組織に就ては Chalmers and Asquith, a. a. O. 180

第九章 地方行政

第一節 地方行政の特色

英國地方行政の特色
(一) 分權的自治

(一) 分權的自治 英國の地方行政の最も顯著な特色は其の地方分權的な點にある。大陸に於いては、政治は國家即ち中央政府の權限である。而して、國家が地方團體に或る種の自治を許す場合に於いても、それは地方の住民が國の政治の一部を行ふものであると觀念する。之に反して、英國人は大陸の國民のやうに地方政治は上から與へられたものとは考へず、自己固有のものであると考へる。

従つて英國に於いては、中央政府が地方に國の事務を行はしめる場合に於いても、大陸諸國や吾國のやうに中央から派遣した官吏をして之を行はしめず、地方住民の選舉による地方自治體の機關をして之を行はしめる。(二) 又英國の中央政府は歐洲大陸の如き強大なる中央監督權を有せぬ。佛獨二國の如き國家萬能の國に於いては、無制限に官憲の力を以つて地方住民を抑壓的に上から統治せんとするに對し、英國の如く國家は寧ろ自治團體の歴史的聯盟であり、統一であると觀念する國に於いては、飽くまで古來の自治權を維持し、自分等の代表者と自分等のイニシヤ

(二) 自治に對する責任の發達

タイプによつて、出來得る限り獨立の政治を行はうとする。従つて歐洲大陸の自治は飽くまで中央集權的であり、高壓的であり、制限的であり、官僚的であるに對して、英國の自治は地方分權的であり、獨立的であり、民主的である。

(二) 自治に對する責任觀念の發達 英國では、國から委任せられた總ての事柄に就て、自治體は單に地方住民の意思と希望に従つて法を執行するものであると考へてゐるのに對して、佛獨の二國では、假令明に地方的の事務であると思はるゝものに就てまでも、彼等の地方内に政府の意思を執行するものと考へて居る。従つて之れが爲めに大陸と英國とでは地方行政に就ての責任觀念が甚しく違つて來る。(三)

(三) 權限の範圍 佛獨の二國に於いては、法律によりて包括的權限を與へられ、その範圍内に於いては彼等の利益と信するものは何事をもなし得ることとなつて居るが、その實極めて輕微なものを除いては各事務に就て、一々上級行政廳の認可を受けなければならぬ。然し英國では、自治體はその自治體を設けた所の組織法たる議會の制定法又は假命令等により限定的權限を有するに過ぎないが、併し英國の自治體は常に議會に個人法案 (Private Bill) を提出して新しく權限を取得する途があるから必要あればいくらかでも權限を擴張して行くことができる。(三)

(四) 英國地方行政に對する司法的監督 獨佛の二國に於いては、地方廳は多くの目的に就て中央政府の代理と看做され、官憲組織の一部として官吏と同様の監督に服し、且つ自治體の總

(四) 司法的監督

(三) 英國地方自治權の擴充

ての行爲に就て、絶えず上級官廳の認可を得なければならぬ關係上、行政監督の力は非常に強い。之に反して、英國に於ける自治體の監督は全然司法監督であつて行政監督と見るべきものは非常に尠いと言つてもよい。即ち法律違反に對して裁判所に對して責任を負はしめるのみである。獨佛二國に於いては中央政府と地方廳との争も、個人と官憲との争も純然たる私法關係のものを除いては凡て行政裁判所に於いて決せられるに反して、英國では如何なる種類の争も凡て司法裁判所に持出されるのであるからして、英國では、地方自治體に對する中央の行政監督なるものは殆んどないと言ひ得られる。而して英國に於いては、自治體の重力の中心は政府でなくして立法即ち議會にあるのである。英國では、議院内閣制の結果内閣政府は議會と對立し、若しくは議會から獨立して、内務行政に干渉することができない。彼等は、單に議會と自治體との取次たるに過ぎないから、自己の意思を自治體の上に行ふ餘地がない。(四)

(五) 議決機關と執行機關の同一性 大陸では、中央と地方の別なく、政治に就ては議決機關と執行機關の區別は劃然と設けられてゐる。執行機關は行政の實行に就て大なる權限を有し、議決機關は全く政治の實行に關與することができないやうになつてゐる。然るに英國では、全く之に反し、特に地方に於いては凡て地方議會萬能であつて、議會は自ら發案し、自ら立法するのみならず、各種の委員制度を通じて行政を實行するの任に當つてゐる。即ち、大陸に於いては、市長(町長)若しくは市(町)參事會員は、市會(町會)に於いて選舉せらるゝにも拘らず、執行機關

(五) 議決
關と執行
の同一性

英國民の自
由と地方制

として市(町)會に對立し、市(町)政の上に極めて重要な地位を占めて居るのみならず、殊に巴里の如きに於いては、市長に代るべき知事は、一面市の監督官廳として市會の上に絶大の權力を振つて居る。然るに英國に於いては、全く之に反し、市(町)政の全權を握るものは市(町)民の選舉による議員であつて吏員はその補助者たるに過ぎない。即ち大陸に於いては、自治體を統轄するものは法律上の特權を有する有給吏員であつて、無給の議員は之に對し事務上財政の監視を爲すに過ぎないが、英國に於いては、地方行政を司るものは無給の議員であつて、有給吏員は之に對して補助と忠告を與ふるに過ぎない。勿論英國に於いても市(町)長はあれども大陸に於けるそれと異り、名譽ある市(町)會の裝飾たるに止まり、自ら行政を執行することがない、又英國にも、大陸と等しく市(町)參事員(alder)と稱するものはあるが、此も市(町)會議員と合して市會を組織するだけのことであつて、執行機關としての職務權限は選舉事務に關係することを除いては、市(町)會議員と異なる所がない。ブラクストン曰く、「英國人の自由は他の總ての事柄よりも、その自由なる地方制度に歸因せしむることができる。英國人はそのサクソンの祖先の時代から各自の城門内に於いて、それ／＼公民たる義務と責任とを學んだ」と。元來、英國は獨逸の森林からブリテン島に侵入した諸部族が最初七州(王國)に分立し、後にウエセクス州(王國)に統一せられて成立した國家であるから、英國人の自由の基礎が、州會即ち各地の地方制度にあつたことは決して怪しむに足りない。

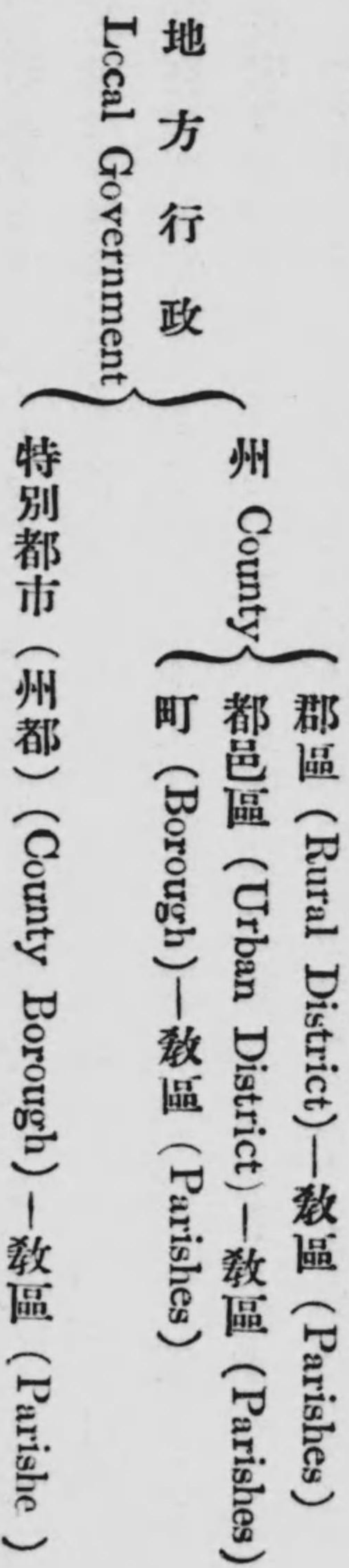
英國と等しく、幾多の小邦を統一して成つた佛國でも、西班牙國でも、中世紀の地方議會の自由は、近世紀に於ける中央集權主義の爲めに削滅せられ、若しくは殆んど全く蠶食せられて、單にその形骸を止むるに過ぎなかつた。これに反して、獨逸は中央政府の權力が薄弱であつたけれども、各聯邦政府は概して専制主義に傾いて、自由なる地方制度を發達せしむることはできなかった。中央政府の統一と地方制度の自由とを巧妙に調和し按排し得たのは、歐羅巴の主要國家中獨り英國あるのみであつた。如何なる状態の下に在るも、英國議會はフランス大革命の際の國民議會がこれと同一状態の下に於いて試みたやうに、地方制度の一掃的改革を企畫することを好まなかつた。英國議會は何事に對しても、一氣呵成に頂上から根底に至るまで改造することを好まない。と言ふのは斯る方法は漸進的に改革する英國流と一致しないからである。そこで、やはり英國人特有の注意を以つて漸次一箇づつ改革することになつた。

地方議會、殊に市町村會は、實に自治の初等學校である。英國人は此等の初等學校に於いて、如何に自由を利用すべきや、又如何に自由を享樂すべきやを習得した。「國民は自由政府の體系を建つることはできるけれども、市町村制度の精神がなければ、その政府は自由の精神を持つことができない」と云へるトックヴィルの評は、正しく英國人に適中してゐると言ふべきである。

英國地方行政を其の單位を標準として分てば最大の單位たる州(County)及び特別都市(County borough)とに分つ。而して州は更に之を郡區(Rural district)と都邑區(Urban district)並に町

地方行政の分類
特別都市郡區、
都邑區、
町、
教區、

(borough)に分つ。郡區(Rural district)と都邑區(Urban district)は更に之を教區(Parish)に分つ。



然るに都邑區 (Urban district) は町 (borough) に相似し特別都市 (州都) (County borough) は町の一種であるから都邑區、町、特別都市は之を總括して都市行政として之を郡區より分つて論じ最後に州行政を論ずることが便宜である。尙此の外に特殊な地位に立つ主都行政は節を新にして之を論じやう。

第二節 郡區行政 (Rural District Government)

第一項 教區及び教區組合

郡區は人口の稀薄なる部分であつて多數の教區より成る。先づ教區より説明する。

教區は地方行政最小の單位である。其の幾何かが集つて一の郡區を形成する。教區は元來宗教上の地域 (教會委員 Churchwarden の選舉、教會の勤行 service 建造物 fabric 裝飾 ornament を

教區

地方行政

〔教區は教會區域より地方行政の單位となる〕

維持するために必要なる事務を行ふ所の信者の集會の區域)であつたが、千八百八十四制年の定法 (Local Government Act. 56/57 Vict. c.76) は遂に教區を宗教上の區域とは別に行政區域とした。

教區の機關 教區の中人口三百以上のものは必ず教區民總會 (Parish Meeting) 教區會 (Parish Council) を有する。人口三百以下の教區は必ず教區民總會 (Parish Meeting) を有するも教區會 (Parish Council) を有しない。但し人口百人以上の場合には州會に申請 (application) することにより、百人以下の場合には州會への申請及び其の許可とによりて教區會を置くことができる。

(一) 教區會
教區の機關
組織
権限

(一) 教區會 (Parish Council) 教區會議員 (Councillor) の數は州會の定むる所により五人乃至十五人任期は三年、其の選舉權者は教區選舉者 (Parishial Electors) 即ち教區内に一年間住居を有する者被選舉權者も亦教區選舉權者 (Parishial Electors) である。教區會の權限は(イ)教區會議長 (Chairman of Parish Council) 並に教區監督官 (Overseer) を毎年選任すること(ロ)教區の財産(教會の財産とは別の)の保管並に經營。此の爲めに教區は民法上法人と看做される。(ハ)公文書の保管 (ニ)契約により又は州會の同意を得て強制的に土地を借り之を區内の小作人に貸付け (Allotment) (ホ)衛生 (ク)浴場法 (Baths and Washing House Acts 1864. 1882.) 埋葬法 (Burial Acts 1882. 1885) 公設圖書館法 (Public Libraries Act 1892) 公共改善法 (Public Improvement Act 1860) 等の所謂任意採用法 (Adoptive Acts) を採用して箇々の公共設備をな

すこと(但し任意採用法の採用の場合には教區民總會の承諾を要する。)(ト)州税(貧民救助税)に關して教區への不當の割當に對する抗議(チ)此等の目的を達するために教區税(貧民救護税附加税)を課することができる。

(二) 教區民總會

教區會は年四回開會することを要する。
(二) 教區民總會 (Parish Meeting) 教區民總會は教區會なき教區に於ては教區會の權限を行ふ、教區會ある場合でも教區會の重大なる議決は教區民總會の承諾を必要とする。例へば(イ)教區の解散(ロ)公債(ハ)制定法の規定する一定の額以上に教區税を高くする時(ニ)任意採用法 (Adoptive Acts) の採用(ホ)其他教區會の權限に屬する事項でも州會が之を教區民總會に委任した場合には其の受任事項に就て權限を有する。

教區民總會は年少くとも一回(教區會なき場合は年二回)開催することを要する。開會の時期に就てはただ年一回必ず五月廿五日若くは其より一週間に開會することを要する外別に定がない。

(三) 教區監督官

(三) 教區監督官 (Overseer of Parish) 教區監督官は教區會(教區會なきときは教區民總會)によつて貧民救護税納税義務を有する教區民の中から選任せられる。其の權限職務は制定法によつて規定せられ(イ)貧民救護教區組合委員會 (Board of Guardians) によつて決定せられた貧民救護税 (Poor rate) 又は州會によつて課せられたる州税の賦課徴収(ロ)教區選舉權者の選舉人名

貧民救護教區組合

貧民救護教區組合の區域

貧民救護教區組合と郡區

機關權限

簿登録(ハ)教区内出生者の戸籍登録(ニ)教區會なき教區に於ては教區の財産管理(ホ)緊急の場合には教區組合の貧民救護官 (Relieving Officer) の權限に屬する事項をも行ふことができる。(五)

第二項 貧民救護教區組合 (Poor Law Union)

町にも都邑區にも又郡區にもあつることのできぬ行政區がある。貧民救護教區組合 (Poor Law Union) 即ち此である。此の組合は數多の教區の組合であつて貧民救護の目的を以つて強制的に之を作ること命せられた。(千八百三十四年の制定法 Poor Law Amendment Act. 4/5 Will. c. 76)

貧民救護教區組合の區域はまぢまぢである。便宜に従つて若干の教區が組合を作るからである。然しただ一つの制限は一つの郡区内の教區は皆結合して貧民救護教區組合を作らなければならぬと云ふことである。郡區外の教區は如何なる組合せによつて組合を作つても差支へがない。都邑區内の教區と町の教區とが組合を作つても差支へがない。要するに教區組合は郡區外では普通の行政區域と一致することを要しないのである。

貧民救護教區組合は必ずしも郡区内のみに止まらぬ。然し組合は郡區外では都市と一致することを要しないから組合を都市行政の一部として論ずることはできぬ。之に反して郡区内では教區組合と郡區とが一致する故之を郡區行政とし論ずることができる。其故便宜上教區組合を郡區行政の中に入れて論ずることにする。

教區組合の機關及び其の權限は

(一)貧民救護教區組合委員會

(二)貧民救護稅評價委員會

(三)貧民救護官

教區組合に對する監督

郡區

(一) 貧民救護教區組合委員會 (Board of Guardians) 各教區の教區選舉權者 (Parishial Electors) の選舉したる貧民救護委員 (Guardians) より成る。救護委員の數は組合が郡區である場合には州會により、然らざる場合には政府(保健大臣)が之を決定する。任期は三年毎年三分の一づつ改選することを要する。委員會の權限職務は(イ)組合の財産管理(委員會は法律上法人である。)(ロ)救護を受ける權利がある者に對して貧民救護を與ふる(ハ)救護を與ふるに際して貧民の收容即ち屋内救護 (in-door relief) を與ふべきか屋外救護 (outdoor relief) を與ふべきかを決定する(ニ)訪問委員會 (Visiting Committee) を組織して工場を巡視せしめる(ホ)治安判事をして貧民救護を受ける權利なき者の除外を命せしめる(ヘ)緊急の場合には貧民救護を受ける權利なき者に對しても貧民救護を與ふることができる。

(二) 貧民救護稅評價委員會 (Union Assessment Committee) 救護委員會内の一委員會であつて専ら貧民救護稅の賦課を決定する。

(三) 貧民救護官 (Relieving Officers) 貧民救護を執行する機關即ち組合醫師、工場監督官、組合書記、會計等

組合に對する監督權は大部分中央政府(保健大臣)が之を執行し又州の小裁判所も狭き範圍に於て之を行ふ。

第三項 郡區 (Rural District)

地方行政

郡區は若干の教區(郡教區 Rural Parish)の集合より成る單位であつて、後述の都邑區(Urban District)と共に教區と州との間の單位である。郡區は千八百七十五年の公共保健法(Public Health Act)並に千八百六十四年の地方行政法(Local Government Act)によつて設けられ、其の範圍は千八百三十四年の制定法(Poor Law Amendment Act)によつて設けられた貧民救護教區組合(Poor Law Union)と同様である。之を創設した千八百七十五年の公共保健法(Public Health Act)によれば其の元來の目的は都邑區と等しく公共保健(Public Health)並に里道(High Way)の管理であつたが千八百九十四年地方行政法(Local Government Act)の制定によつて保健道路のみならず種々の權限が與へられた。郡區の機關は郡區會(Rural District Council)である。組織は貧民救護教區組合(Poor Law Union)の貧民救護委員會と全く同様であり、否同一物である。其の權限は後述の都邑區會と殆んど等しくたゞ都邑區會の權限中區民の都市生活に必要な設備照明、廣場又は街路の掃除清潔等の權限は郡區會の有せざる所である。(第二節都邑區參照)然し郡區會は政府(保健大臣)に申請して都邑區の性質を得ることが出来るは勿論郡區會の決議によつて都邑區の全權限をば行ふことができる。(六)

第三節 都市

都市とは通常概念に従へば人口稠密で街路廣場其他公共的施設に於て優つてゐる地域を言

機關
郡區會

都市

(一)都邑區
(二)町
(三)特別都
市

ふ。今此の概念に包攝せらるべきものは一、都邑區(urban district) 二、町(borough) 三、特別都市(county borough)である。其の中都邑區は郡區と組織を等しくし他のものは全く異なる。更に都邑區は其の自治權の範圍が頗る狭いけれども町は其の範圍が廣く更に特別都市は州と對等の地位に立つ。以下各々に就て述べる。

第一項 都邑區(Urban District)

都邑區は前記郡區と共に千八百七十五年の公共保健法(Public Health Act)によつて設けられ専ら公共衛生の事務を掌つたから衛生區(Sanitary District)とも云はれたが、次で千八百九十三年の地方行政法(Local Government Act)によつて其の權限及び組織に就て大修正を加へられ單なる衛生區たるに止まらず郡區と共に州内の區(County District)と云ふ名稱を與へられ廣き行政權が附與せられ、州と教區との間の中間の單位たる地位を得た。都邑區は州の中で比較的に人口稠密であるけれども未だ町(borough)とするに至らぬ教區を集めた地方に對して之を郡區の中に入るゝことなくある程度の自治權を與へたものである。町となる前提である。

都邑區の機關は都邑區會(Urban District Council)であつて選舉權者被選舉權者は區内に十二ヶ月以上住居したる教區選舉權者(Parishial Electors)である。都邑區會議員の任期は三年但し毎年三分の一づつ改選することを要する。

都邑區會の權限は

都邑區と町
との關係
都邑區會

(イ)議長 (Chairman) の選舉 議長は毎年改選、議長が若し女子でない場合には當然治安判事を兼ねる。

(ロ)都邑區の財産管理權

(ハ)土地の貸付

(ニ)水道に關する行政 特に水道に關して警察法を制定し之をば小裁判所の治安判事をして執行せしめる。

(ホ)建築に關しても水道と同様なる警察權を行ふ。特に警察法違反若くは公共の衛生を害するやうな建築所謂公共妨害 (nuisance) の禁止、労働者住宅の建設及び其の監督

(ヘ)街道の舗装、照明、清潔掃除、擴大

(ト)里道 (High Ways) に關する管理監督權 里道とは教區と教區とを連ねる公道であつて軍道 (Military Way) や幹線道路 (Main Road) 等に對する。後の二つは州會の管轄である。

(チ)千八百九十三年の地方行政法 (Local Government Act) によつて以前治安判事の權限であつた所の質屋業、労働紹介業、海外渡航取扱業 (Abdecker) 獸肉販賣業等に對する營業取締警察權

(リ)以上の種々の行政權を行ふため必要な規則—警察法 (By Law)—を制定することができ。但し斯る警察法は通常政府(保健大臣)の許可を要す。

(ヌ)人口二萬以上の都邑區は初等教育に對する權限を有し之をば都邑區會によつて行ふ。

(ル)食民救護税 (Poor law rate) の附加税の性質を有する區税 (General district rate) を課することができ。又嚴格な意義に於て言へば一種の寄附金 (Private improvement rates) をば徵收して特別の用途に當てることができる。

都邑區に關連して都邑教區並に貧民救護教區組合に就て一言しなければならぬ。郡區 (Rural districts) は貧民救護教區組合と一致し而して其の下に教區 (Parish) が包攝せられ而して斯る教區を郡教區 (Rural Parish) と云ふことは前に述べた。都邑區も亦幾何かの教區の集合たる貧民救護教區組合と一致はしないがある範圍まで區域を共にする。又都邑區と貧民救護教區組合とは全く別箇の組織であつて都邑區會議員は貧民救護教區組合委員會 (Board of Guardians) の委員 (Guardians) とは同一人ではない、兩者は各々別の選舉によつて選出せられたものである。(七) 都市に於る教區 (Parish) は郡區内の教區即ち郡教區 (Rural Parish) と區別するため之を都市教區 (Urban Parish) と云ふ。都市教區も亦郡教區とは頗る異なる點がある。先づ其の組織に於て之を規定する法は一部は制定法 (58 Geo. III c. 69; Geo. III c. 85) であり一部は普通法 (Common Law) である。都邑教區の機關は都邑教區委員會 (Select vestry) 都市教區民總會 (vestry) 並に都市教區監督官 (Overseer) である。都市教區委員會は教區民總會の委員會である。都市教區委員會 (Select vestry) は郡教區の教區會 (Parish Council) に、都市教區民總會 (vestry) は郡區の教區民總會 (Parish meet-

〔都市教區〕

都市教區委
員會
都市教區民
總會

都市牧區貧民救護官

（七）に當る。長い間の慣習によつて教區委員會は教區民總會の權限を奪つて仕舞つた。教區民總會の議長は教區の牧師之に當る。都市教區監督官は裁判又は小裁判所によつて選任せられる。教區民委員會又は教區民總會の權限も殆んど貧民救護に限られてゐる。（八）

町の起源

第二項 町 (Borough)

町 (borough) はサクソン時代に四方に壁を圍らした城塞 (burgh) がノルマン時代に國王より自治免許狀 (Charter) を得てある程度に於て州 (Shire) の行政から獨立した自治權を有し而して法人格を與へられた一地方が其の起源である。ヘンリー三世の時代より以後自治免許狀の下附が種々の理由によつて頻繁となつてきて町の數が増加したと同時に自治免許狀の内容も多様で何等の統一がなかつた。スチュアート (Stuart) 時代此の統一が國王によつて試みられたが不成功に終り遂に千八百三十五年の都市自治體法 (Municipal Corporation Act) によつて其の準則が定められ其の後の多數の改正増補があつたが千八百八十二年此等を一箇の都市自治體法 (Municipal Corporation Act. 45/46 ict. c. 50) にまとめた。町は昔と等しく住民の請願に對して國王が樞密院 (内閣) の輔弼に基いて發する自治免許狀 (Charter or Royal Charter) の形式を以つて之を設ける。都市自治體法 (Municipal Government Act) は町の組織權限に關する規定であつて町を設くる形式自體ではない。町の設立自體は國王の大權である。此の點は都邑區が制定法によつて設けられると大いに異なる點である。（九）

町の設立方法

町と市との區別

町 (borough) と市 (city) との區別は制度上の區別ではない。市 (city) と言ふ名稱を有するものでも制度上は町 (borough) である。市なる名稱は或は迦藍 (Cathedral) の所在する町であると稱するものもある。然し迦藍のない市もあるから此の説は確かではない。要するに市は歴史的名稱であつて理論上又は制度上は町と異らぬ。（十）

町の種類

町は以下の如き四種類に分れる。

(一) 通常の町

(Municipal borough)

通常の町とは小裁判所 (Petty Session) も四季裁判所 (Quarter Session) も有しないし特別都市のやうに州と同じ權限をも有しない最も平凡な而して制度上典型的な町である。此の種類の外の町は此の種類の町の性質や機關や權限を有してゐる。而して特に區別を生ずるのは更に其以外の性質機關權限を兼ね有してゐるからである。其故此の種の町の組織や機關の權限は他の町の典型となる。

通常の町は町會 (Borough Council) 町參事會 (Court of Aldermen) 並に町長 (Mayor) 其の他の機關によつて町政を行ふ。

町會

町會 (Borough Council)

町會の組織

組織 町會は町會議員 (Borough Councillors) 參事會員 (Aldermen) 並に町長 (Mayor) より成る。

議員の任期
町會議員選
【地方議會
選舉權】

町會議員 町會議員の任期は三年但し毎年三分の一づゝ改選することを要する。其の數は各町によつて異なる。町會議員の選舉權被選舉權は所謂地方議會(州會又は町會)の選舉權者(Local Government Elector)として登録せられる者之を有する。千八百十九年國民代表法(Representation of Peoples Act)によつて左の者が其の權利を有する。

男子は

(イ) 滿二十一歳以上にして町 (borough) (若くは州)の区域内に於て一定期間内其の最終日まで町若くは州の行政区域内に土地又は建造物を占有する場合。但し建造物の一部を借りて之を占有する場合には家具備付にあらざる室に限る。

(ロ) 町會の選舉權(特別都市 County borough は除く)の場合には以上の外町の境界線より七哩以内の地域に於て前記の條件を具有する場合。

女子は

年収五ポンド以上の土地又は建造物を占有することによつて地方議員選舉權を有する者の妻にして年齢三十以上の者。但し住宅(dwelling house)の占有によつて地方議會選舉權を有する者の妻にして地方議會選舉權を得んとするには夫と同居する場合に限られる。

參事會員 (Aldermen) 參事會員は一部は町會議員の中から一部は町會議院選舉權者の中から町會が選任する。其の被選舉權は町會議員に於けると同じ。總數は町會議員の三分の一任期は六

參事會員

町長

年但し三年毎に其の半數を改選することを要する。參事會員は町の特定の各區域 (Wards) に対する選舉官 (Returning Officer) たる外町會に於ける權限は町會議員と異なる所がない。

町長 (Mayor) 町長は町會議員、參事會員若くは町民の中から町會によつて選舉せられる。町長の任期は一年重任は事實上稀れである。町長は町會の議長 (Chairman) となる。

町會の權限

町會議員、參事會員並に市長の出席によつて町會の權限が行はれる。

(イ) 町は元來都邑區 (urban district) より發達したるものであつて其の名残りをば其の權限の上に止めてゐる。即ち千八百七十五年の公共保健法 (Public Health Act) によつて都邑區 (千八百七十五年の制定法では衛生區 Sanitary district であるが此は前記の通り千八百九十四年の制定法 Local Government Act によつて都邑區となつた) に與へられてゐる種々の權限(前記都邑區の權限中公共衛生に關する事項)を有する。

(ロ) 財産の管理

(ハ) 町有財産を以つて町の財政を補ふことのできない時は町税を課することができる。

(ニ) 善良なる統治のために (for the good rule and government) 若くは公共妨害を防止するために警察法 (By-law) を制定することができる。此の警察法は實施四十日前國王に於て内務大臣の輔弼に基いて勅令を以つて其の効力を奪ふことができる。

(ホ) 人口二萬以上を有する町は州の警察權とは獨立の警察權を具ふることができる。即ち警察

警察委員會

委員會 (Watch Committee) を組織して警察権を行はしめる。(Municipal Corporation Act 1882, S. 215)

(ハ)人口二萬以上の町は初等教育に關しても州と同様な獨立の權限を有してゐる。(前記制定法) 町會は種々の委員會を組織して之に其の權限を委任することができ。

町の執行機關

町の執行機關は主として町會又は其の委員會である。左の如きは補助者たるのみ。

町長 町長は町會の議長となる外町會のあらゆる委員會に委員として出席することができるけれども實際は自己が町長となる前委員であつた委員會にのみ出席する。町長は本職期間並に退職後一年間治安判事たる資格を有する。

町長以外の吏員 千八百八十二年の制定法の認めた公吏は書記 (Town Clerk) 並に會計 (Treasurer) であるが尙該制定法は町會に必要な公吏を任命することを許してゐる。而して通例前記の外に警察署長 (Chief Constable) 側量師 (Surveyor) 又は技師 (Engineer) 保健醫官 (Medical Officer of Health) 等をも具へてゐる。總て之等の公吏は町會の選任する所である。書記は町に關する總ての公文書の保管政府への會計報告選舉に關する事務其の他町の法律顧問として總ての法律問題、訴訟、個人法案の請願審理に就て町のために裁判所又は議會への證據提出及び辯護士の指揮監督をする。會計は町の出納を管理する。警察署長は警察委員會 (Watch Committee) の下に於

執行機關

町長

書記

會計

警察署長
警察委員會
保健醫

側量師

技師
(一) 小裁判所を具へたる町

(二) 四季裁判所を具へたる町

特權

て警察権を執行する。保健醫官は町の衛生を監督する。側量師は街路の舗裝及び維持公共建築物の建築及び監督を掌る。技師は水道瓦斯電燈浴場市場を監督する。(十一)

(一) 獨立の小裁判所を具へたる町 (borough having a separate Commission of Peace) 此の種類の町は獨立の小裁判所 (Petty Session) を具へ州の小裁判所に服することを要しない所の特權を有する。此の特權は人口一萬以上の町に對して國王の免許狀によつて與へられる。國王は之を奪ふことはできぬ。此の特權以外は普通の町と全く同様の組織、作用を有する。

(二) 獨立の四季裁判所を具へたる町 (borough having a separate Quarter Session) 此の種類の町は獨立の四季裁判所を具へ州の四季裁判所に服すること要しない所の特權を有する。四季裁判所を具へる限り必ず獨立の小裁判所も具へてゐる。此の特權は人口一萬以上の町に對して國王の免許狀によつて與へられる。國王は之を奪ふことはできぬ。四季裁判所を具へてゐる町は通常町の有する權限の外更に左の如き特權を有する。(イ) 町内の幹線道路 (Chaussee-main road) を其の負擔に於て維持し之に對して必要な警察権を行ふ特權 (ロ) 一定の行政目的 (千八百八十八年の Local Government Act, S. 35) のために町税を賦課する權 (ハ) 記録判事 (Recorder) をして四季裁判所の裁判を行はしむる權 (ニ) 獨立の検屍官 (Coroner) を置く權。此等の特權に關する限り州の管轄外にあるも其の外は皆州 (州會) の管轄内にある。又此等の特權の外其の組織作用は總て普通の町と全く同様である。

(四)特別都市

(四) 特別都市 (州都 County Borough)
特別都市とは其の組織から見れば町であるが其の権限や法律上の地位から見れば州 (County) と見られるものを言ふ。此れがため州都 (County Borough) と稱せられる。

特別都市たる資格の獲得

特別都市が他の町と異なる點

特別都市は人口五萬以上を有する町が政府(以前は地方院總裁現在では保健大臣)に特別都市の資格を要求し政府が之に應じて假命令 (Provisional Order) を以つて之を許したる時に其の資格を得る。現在七十二の特別都市がある。特別都市が他の町と異なる所は以上の特権を有する外

(イ)特別都市は州の一部ではない。州と對立する自治體である。其故州會に代表者を送らず州税を負担しない。但し州奉行州検屍官並に巡回裁判に關する限り州の一部と看做される。而して此の目的のために州の費用の一部を寄附することがあるけれども州税を課せらるゝことはない。

(ロ)特別都市の町會 (County Borough Council) の権限は州會 (County Council) の其と同様である。(十一)

州

第四節 州

範圍

州の機關

英國地方行政の最大なる最高の單位は州である。州の中には特別都市を除く外他の總ての地方行政區域たる單位を包攝してゐる。即ち町 (borough) 都區區 (Urban district) 郡區 (Rural district) 教區 (Parish) 等皆州の中に包含せられてゐる。州の機關は

(一)治安判事

治安判事の司法權

治安判事の行政權

〔單獨治安判事の行政權〕
〔特別會議〕
〔小裁判所〕
〔四季裁判所の行政權〕

(一) 治安判事 (Justice of Peace) 治安判事は成年の男子にして其の州又は町内又は其の境界線から七哩以内に住所を有する者より州太守 (Lord Lieutenant) の推薦により大法官之を任命する。任期は制度上國王の任意の間 (at pleasure) 即ち非終身官であるが事實は終身官である。貴族、貴族の男子及び長女、市長、州會議長、區會議長等は當然治安判事の資格を有する。治安判事は司法權及び行政權を有する。治安判事の司法權に就ては單獨治安判事裁判所 (Single Justice) 小裁判所、四季裁判所を述べた場合之を述べた。

行政權に就ては治安判事は單獨には殆んど之を行はぬ。即ち治安判事の特別會議 (Special Session) に於て治安判事は營業免許を取扱ふ。(但し宿屋營業免許は小裁判所も四季裁判所も之を行ふ。)治安判事の外最も廣き行政權は四季裁判所に於て行はれる。特に千八百八十八年並に千八百九十四年の制定法 (Local Government Act) の制定以前は其の行政權の範圍は頗る廣かつたが其の後州會に奪はれて其の範圍が狭くなつた。それでも今日尙勞働紹介業(特に農業勞働者の)の免許、道路の廢止變更又は再開決定、勞働者住宅の監督及び其の收容、私立精神病院又は飲酒癖矯正所の免許等の所謂行政處分並に補助住宅に關する争訟、宿屋業免許の拒否に對する争訟、貧民救護教區組合相互間の争訟、勞働者住宅の不法閉鎖に對する争訟、貧民救護税、道路税、州税に對する争訟等の所謂行政訴訟を其の權限とする。處分又は訴訟の外州刑務所の監督、州精神病院の監督も亦其の行政的權限の中に數へなければならぬ。

(二)州會

〔州會議員〕
〔參事會員〕

議長
權限

(二) 州會 (County Council) の組織 州會は州の管轄に屬する各地方の代表議會である。特別都市 (County Borough) に非ざる町 (borough) も亦代表者を送る。州會は議長州會議員 (County Councillors) 並に參事會員 (Aldermen) より成る。州會議員の選舉權被選舉權は前述の所謂地方議會選舉權者 (Local Government Elector) である。議員の總數並に其の都市と郡區に對する配分は政府 (保健大臣) 之を定める。任期は三年毎年三分の一づつ改選することを要する。參事會員は州會議員の中又は州會議員選舉權者の中から州會が之を選舉する。任期は六年三年毎に其の半數を改選しなければならぬ。議長 (Chairman) は州會によつて選舉せられ任期は一年である。州會の權限は

- 1 州の財産管理
- 2 許可監督 (イ) ダンス場の許可競馬場の許可 (ロ) 爆發物販賣に對する内務大臣の許可權に對する關與 (ハ) 獸疫警察 (ニ) 有害なる虫類に對する警察 (ホ) 度量衡に關する警察 (ヘ) 租税上の恩惠を與へられてゐる或る種の團體の登記 (ト) 貧民精神病院 (Pauper Lunatic asylum) の監督及び維持 (チ) 感化院並に授産學校 (Reformatory and Industrial Schools) の監督維持
- 3 州内の初等教育の監督權 人口一萬以上の町二萬以上の都邑區を除く外全州に對する最高の初等教育監督機關である。
- 4 小作地の貸付 州内の小作地に關する計畫のために土地を獲得し地主たる地位を獲得し

て貧農に貸付くことができる。

- 5 町、都邑區、郡區に對する監督
- 6 警察法の制定 善良なる統治のために (for the good rule and government) 並に公共妨害を防止するために (for the suppression of nuisance) 警察法を制定することができる。善良の統治のための警察法は保健大臣の同意を要し公共妨害を防止するための警察法は實施四十日前内務大臣に送致しなければならぬ。國王は内務大臣の輔弼によつて勅令を以つて其の効力を奪ふことができる。

(三)警察委員會

(三) 警察委員會 (Watch Committee) 四季裁判所並に州會の代表者より成る共同常任委員會 (Joint Standing Committee) であつて州内の警察行政を監督し及び四季裁判所書記 (Clerk of Peace) の選任權を有する。(十三)

(四)州奉行

(四) 州奉行 (Sheriff) 州奉行は中央政府を代表する地方官であつて (イ) 先づ選舉官として選舉命令を受け候補者の指名投票の期日を定め、選舉の結果を大法官王務院書記 (Clerk of Crown Office) に通知する。(ロ) 州内の人又は財産に關して高等裁判所の判決を執行する。(十四) 州奉行任命の形式は前に述べた。

(五)州太守

(五) 州太守 (Lord Lieutenant) 州太守は各州に於ける地方豫備軍の司令官たる地位を有す (Territorial Force Act. of 1907) 且つ大法官に對する治安判事候補者の推薦權並に副太守 (Deputy Lieutenants) の任命權を有する。又此の外記録保管官 (Custos Rotulus) として州の記録を保

管し且つ州の主席治安判事である。

州太守の任命は國王の大勅書による。(Lord Lieutenant としては千八百八十二年の Military Act により記録保管官 Custos Rotolus としては普通法上の大権による。)任命の大勅書は元來の太守として並に Custos Rotolus として二枚附與せられる。(十五)

(六) 検屍官 (Coroner) 検屍官は州内の變死又は頓死に際して之を調査する。而して殺人の公訴は此の調査に基いてなされる。検屍官は古い官職であつて種々の歴史を有つけれども現今では州會によつて選任せられる。

第五節 主 都 Metropolis

主都

主都の意義

主都 (Metropolis) ロンドン (London) はロンドン市 (City of London) と二十八の町 (boroughs) とより成るロンドン州 (Administrative County of London) である。ロンドン州の警察 (ロンドン市警察を除いて) は全く自治権の範圍でなくて内務大臣に隸屬する警視廳區 (Metropolitan Police District) に入ること、ロンドン市は無比の榮譽を有する市であつて當然特別都市 (County borough) 以上の権限地位を具へてゐるけれども尙ロンドン州會に代表者を送り其の一行政地域たる資格を有すること、州内の町市の組織の特殊なること、刑事裁判所に於て特別の組織を具へてゐること其の他の點に於て特殊の地位に立つ。(十六)

第一 ロンドン市 (City of London)

ロンドン市

機關

ロンドン市はロンドン州の樞軸である。其の機關及び権限は制定法によらずして多くの自治免許狀 (Charter, William Conqueror から George VI までの) によつて定められてゐる。

(一) ロンドン市長

(一) ロンドン市長 ロンドン市長は古來のロンドン職業組合 (London Guilds or Iivery Companies) によつて選出せられたる二名の候補者より市參事會 (Court of Aldermen) が之を選定する。市長は住宅 (Mansion House) 並に年俸一萬ポンドを給せられ自治體機關中最も高き榮譽を與へられ其の稱號の如きも單に (Mayor) ではなく (Lord Mayor) とせられ加ふるに種々の儀禮粉飾を以つて其の威嚴を保つ。

市長の権限

市長の権限は先づ (イ)市の主席治安判事として又はロンドン市同業組合裁判長 (Hustings Court) として又はロンドン市長裁判所長 (Lord Mayor's Court) として廣き範圍の裁判權を有する。更に (ロ)行政權としては參事會長 (Chairman of Court of Alderman) 並に市會議長 (Chairman of Court of Common Council) として行政權を行ふ。然し市長の行政權は寧ろ名目上のものである。(ハ)最も著しい権限はロンドン市の代表者としての権限である。

(二) 市參事會

(二) 市參事會 (Court of Aldermen: the Mayor and Aldermen in Inner Chamber) 市參事會はロンドン市内の各區 (Wards) より選出せられたる終身の二十六人の參事會員並に市長より成る。參事會員の被選舉權はロンドン市會議員の其に等しく貧民救護税を納付する者又は年收十ポ

ンドの建造物を占有する者である。被選舉權はロンドン市民權を有する者に限る。(後述)市參事會は市長の如く若干の裁判權を有する外行政權に關して一方に於ては市會の中心的勢力として他方に於ては酒の販賣に對する認可市會議員選舉審理並に職業組合員たる資格の買収承認權を行ふ。

(三)市會 (Court of Common Council: The Court of Lord Mayor, Aldermen and Commons of the City of London in Common Council Assembled)

組織

市會の組織 市會は市長 (Lord Mayor) 參事會員 (Aldermen) 並に市會議員 (Councillors) より成る。市會議員の數は二百六名であつて市内の各區より選出せられる。其の選舉權者は千八百六十八年の制定法 (Private Act. City of London Municipal Election Act. 30 Vict. SS. 2-4) によつて定められたる市民權を有する者である。即ち市民權者は (イ) 貧民救護税の納税者又は (ロ) 年取十ポンド以上の建造物又は建造物の一部の占有者。被選舉權者は警察税其の他の市税を負擔し又は市内に年取十ポンドの建造物を占有する所のロンドン市民權を有する者。

權限

市會の權限はロンドン州の他の町 (Borough) に比して廣き範圍に於て州 (州會) より獨立なる自治權を有する。

(イ) 橋梁、街路上の商業、街路の改良、檢屍、精神病院、感化院、不衛生地帶、勞働者住宅等に關する權限に就ては州より獨立に行使することができる。

(ロ) 其の他ロンドン市は特別都市 (County borough) であるから特別都市の町會の權限も行ふ。

(ハ) ロンドン市は獨立の警察權を有する。而して市會は警察委員會 (Watch Committee) を以つてロンドン市警察署長と共同して警察權を行ふ。之も全く州より獨立な權限である。

(ニ) 幹線下水道 (Main Sewers)、電車、消防隊、道路の建造其の擴張、高架電線、教育其の他の事項に就ては州會の監督に服しつゝ之を行ふ。

(四) 貧民救護委員會 (Board of Guardians) ロンドン市は一つの貧民救護教區組合 (Poor law union) であつて其の爲めに貧民救護 (教區組合) 委員 (Guardians) を選出せしめ貧民救護 (教區組合) 委員會を組織せしめてゐる。此の組合及び組合委員會に就ては前に述べたから畧する。

(五) ロンドン市警察署長 (Police Commissioner) 警察署長は其の部下の警察官の任免に就て絶對的權力を有し他方市會の委員會を援けてロンドン市の獨立なる警察權を行ふ。

(六) 以上の外多數の事務員

第二 ロンドン州の町 (London boroughs)

ロンドン州のロンドン市以外の部分は千八百九十九年の制定法 (Local Government Act) によつて單純となり同様の組織權限を具ふる二十八の町 (boroughs) となされた。之をロンドン州の町 (London boroughs) とす。

ロンドン州の町の機關及び權限は左の通りである。

地方行政

(四) 貧民救護委員會

(五) ロンドン市警察署長

(六) 事務員

ロンドン州の町

機關

町會
組織

(一) 町會 (London Borough Council)

組織 町長 (Mayor) 十人以下の參事會員 (Aldermen) 並に六七人以下の町會議員 (Councilors) より成る。(町長、參事會員、町會議員の選舉に就ては普通の町に就て述べたる所參照。) 町會議員の數は勅令を以つて定められ、任期は三年毎年三分の一づゝ改選せられる。但し町會三分の二の多數決による決議を以つて申請した場合には保健大臣は町會議員の三年毎の改選を許すことができる。

權限

權限 公共保健衛生住宅並に建築警察に關してはロンドン州以外の町と全く同じ。尙租税の賦課徴收權をも有する。ロンドン州の町のロンドン州會に對する關係は次の諸點に於て明白に其の從屬的なることが看取せられる。

町とロンドン州との關係

(イ) 町の善良なる統治のための警察法 (by-law for good rule and government) は州會の警察法に違反することができぬ。

(ロ) 特定の行政的目的のためにする町の公債は州會の同意を要する。

(ハ) 特定の行政的目的、牛乳販賣の監督、屠殺場の利用、並に屠殺したる獸肉の加工又は販賣に關す職業の監督に關しては州會が警察法を制定し町は此を施行しなければならぬ。(十七)

ロンドン州

第三 ロンドン州

ロンドン州 (Administrative County of London) はロンドン市 (City of London) と其の周圍

ロンドン州
會組織

の二十八の町 (boroughs) より成る。而しロンドン州會 (London County Council) は此等の市及び町を其の管割區とする。但しロンドン市は多くの特權を具へロンドン州より獨立なる自治權の範圍が廣い。

權限

ロンドン州の機關はロンドン州會 (London County Council) を其の主なるものとする。ロンドン州會は百十八名の議員 (councillors) と十九人の參事會員及び州會によつて毎年改選せらるゝ議長及び副議長 (Chairman and Deputy Chairman) より成る。議員の任期は三年參事會員は任期六年但し三年毎に其の半數づゝ改選することを要する。議員の選舉權被選舉權は通常の州會議員の其と同様である。但しロンドン州は五十七の選舉區 (其の各より二名の州會議員を選出) 及びロンドン市 (四人の州會議員を選出する) より成つてゐるけれどロンドン州内何處にか居住しさへすれば何處の選舉區からでも選出せらるゝことができる。自己の居住する所からでなければ選出せられないと云ふ制度ではない。尙僧侶も貴族も選舉せらるゝことができる。此の外は普通の州會の選舉と同様である。

州會の權限は他の州會に比して頗る限局せられてゐる。蓋しロンドン市ロンドン州内の町の自治權が廣い上にロンドン州内に郡區がなくて市と町に限られてゐるからである。ロンドン州會の權限は

(イ) 議長及び副議長の選舉

(ロ)市又は町に對する監督權
 (ハ)土木建築工事、州營事業(住宅、電車、テームス河蒸氣艇)の行使
 就中(ロ)の權限を行ふ場合には一般目的委員會(General Purposes Committee)と稱する議長及び議員各派の首領より成る委員會が事實上の決定權を有してゐること、政黨的勢力が他の自治體の場合よりも濃厚であること等の特質を有する。
 (ニ)州の公吏 州の公吏は州會書記(Clerk of Council)を主席とし其の下に工務局長(Manager of Works Department) 其の他の事務員を配する。ロンドン州の公吏はロンドン州の町の公吏に比して頗る勢力が弱いことを其の特質とする。(十八)

司法監督

第六節 地方行政の監督

英國地方行政の監督は其の法律違反に對する裁判所の訴追を以つてする司法上の監督を主とする、然し其の外中央政府よりの即ち行政監督でもないではない。ただ大陸のやうに中央集權的でない結果として行政監督の範圍が狭いと言ふだけである。司法監督は地方廳の法律違反に對する裁判であつて司法作用であるから此處では此れ以上に述べない。(第一節及び法の支配の原則參照)

行政監督

- 一、地方廳の權限行使の手續に對する規定權
- 二、地方廳の行爲の強制

(一)貧民救護に關する行政監督

三、地方廳の行爲の禁止又は認可
 四、地方廳に對する檢閲
 尙行政監督は地方廳の行爲の性質種類によつて左の如く分つことができる。

(一) 貧民救護に關する行政監督 千八百三十四年の貧民救護法(Poor Law Act)によつて地方廳の貧民救護の事務に對する中央政府の監督權が承認せられ千八百七十一年地方院に此の權限を移したが千九百十七年地方院廢止せらるゝや此の權限は新設の保健省(保健大臣)に移された。保健省は(イ)一般の貧民救護教區組合委員會に對して又は一二の特定の貧民救護教區組合委員會に對して貧民救護に關する凡ゆる規定を含む所の法規命令を發する權限(ロ)此の法規命令の執行を強制する權限(ハ)貧民救護教區組合委員會の檢閲權特に其の會計檢査權を有する。

(二)公共保健に關する行政監督
保健省の監督

(二) 一般地方行政に對する行政監督 千八百七十五年の保健法(Public Health Act)千八百八十八年及千八百九十四年の地方行政法(Local Government Act)によつて公共保健並に一般地方行政に關し地方廳に對する監督權が地方院に與へられたが千九百十七年其の廢止せらるゝや新設の保健省が其權限を承繼した。此によりて

保健省は(甲)州の區會並に教區會の選舉、牛痘、傳染病、埋葬、船舶臨檢、消毒、疾病豫防、運河船舶上の適當なる設備等に就て規則を制定し(乙)埋葬場の設備、河川浚渫、都邑區の給水設

備、地方行政區域の變更等に關し命令を發し又は地方廳の義務に屬する公共妨害除去、下水道給水の設備(市又は町)、食糧品藥品の分拆、牛痘等の實施を怠つた場合には保健省は王座裁判部に對して義務遂行の督促命令 (Writ of Mandamus) を發せんことを申請すべく若し王座裁判部の發したる督促命令に従はぬ時は刑罰を加へられる。尙此の外保健大臣は本省の官吏をして地方廳の義務を行はしめ其の費用を地方廳に負擔せしめる。

(三) イ郡邑に對して都市(町市邑町區)の權限の一部例へばガス供給、水道設備、公共保健に關する衛生警察法制定等の權限の認可。所謂町(市)營事業に關して之を認可したる假命令又は個人法の規定に従つて斯る事業を行ふ總ての地方自治體に對する監督權ハ地方廳に對する費用の國庫補助の許否地方廳の公吏の俸給の一部は國庫によつて補助せられる。其の代り保健省は資格、任用條件、義務、俸給等に關して規則を作ることが出来る。尙千八百五十六年より警察行政は主都警視廳區 (Metropolitan Police District) を除いて州市又は町の權限である。而して當初(千八百五十六年)内務大臣が地方警察の官規と員數に關して充分であると公證した場合には大藏省は警察官の俸給及被服費の四分一を補助したが漸時増加せられて今や其の半額を補助することとなつてゐる。ニ州又は町(市)の起債認可

(四) 檢閱

内務省の監

檢閱官 (Inspector) を派して保健衛生の事務に就て檢閱する。

内務省も地方廳の警察法の制定に關し其が保健衛生以外の規定であれば之を提出せしめ若し不

(三) 地方廳
の行為の禁
止又は認可

農務議の監

教育院の監

可なりとする場合には四十日以内に勅令 (Order in Council) を以つて廢止することができる。農務院も獸疫豫防のために命令を發することができる。而して若し地方廳にして此の命令に従はざる時は第三者をして此を實行せしめ其の費用を地方廳に負擔せしめる。

教育院も初等教育に對して州、市、又は町に對して檢閱官を派して檢閱の結果によつて補助金交附の許否を決することにより監督權を行ふことができる。

- (一) Lowell, Government of England, Vol. II, 284ff
- (二) 地方自治の基礎が自由と責任に存すると言ふことに就ては殆んど總ての政治學者の承認する所である。
- (三) 個人法案が餘りに費用を要する爲めに假命令 (Provisional Order) を之に代ふることに就ては前に述べた。
- (四) 前述「法の支配」の原則が地方制度にも適用せられ且つ地方分權主義の結果に外ならぬ。
- (五) 教區會教區民總會等に就ては Anson, a. a. O. Vol. II, 32-23
- (六) 郡區に就ては Ansoy, a. a. O. Vol. II, 32-33
- (七) 郡邑區に就ては Anon, a. a. O. Vol. II, 4 ff
- (八) Hatschek, Grossbritannien und Irland, 211
- (九) Anson, a. a. O. II, 40-41
- (十) Anson, a. a. O. II, 43
- (十一) 町の種類及び其の組織に就ては Hatschek, a. a. O. 219ff
- (十二) County Borough に就ては Hatschek, a. a. O. 221
- (十三) 州會に就ては Anson, Law and Custom of Constitution Vol. II, 36-38
- (十四) Anson, a. a. O. Vol. II, 35.
- (十五) Anson, a. a. O. Vol. II, 35.

- (十六) ロンドンと言ふ名稱には種々の意味がある。
 (イ)最も狭い意味に於てはロンドン市 (City of London) であつて東はロンドン塔西はウエストミンスター寺及議會地方にまで及ぶ。
 (ロ)ロンドン州 (Administrative County of London) はロンドン市及び附近の二十八の町を含み人口四百五十萬にしてロンドン州會の管轄下に在る。
 (ハ)ロンドン警視廳區 (Metropolitan Police District) はロンドン州より尙廣き範圍にまで及ぶ。ロンドン州の六倍人口七百萬
- 以上の内本書に於て研究せんとするものはロンドン州の意味に於けるロンドンである。
- (十七) ロンドン市に就つては Hatschek, a. a. O. 123ff. Lowell, a. a. O. Vol. II. 205ff
- (十八) Lowell, a. a. O. Vol. II. 210ff. Hatschek, a. a. O. 224
- (十九) Anson, a. a. O. Vol. II. 48; Hatschek, a. a. O. 226ff

英國憲法要論〔完〕

昭和六年十月五日 初版印刷
 昭和六年十月十日 初版發行

英國憲法要論

定價 參圓五拾錢

著 者 都 富 佃

發 行 者 東 京 市 神 田 區 中 猿 樂 町 一 番 地
 株 式 會 社 巖 松 堂 書 店

右 代 表 者 波 多 野 重 太 郎

印 刷 者 東 京 市 京 橋 區 新 富 町 四 丁 目 七 番 地
 中 西 彦 三 郎



發 兌 元

東 京 市 神 田 區
中 猿 樂 町 一 番 地

電 話
九 段 (33)

三 三 六 二 番
三 六 七 六 番

巖 松 堂 書 店

(發 行 所 東 京 六 五 五 六 番)

松 巖 堂 書 店 刊 行 書

松本重敏著	憲法真義	送定 料價	八、二〇
野村信孝著	憲法大綱	送定 料價	四、一〇
副島義一著	日本帝國憲法要論	送定 料價	二、三〇
金森徳次郎著	訂正帝國憲法要綱	送定 料價	三、〇〇
淺井清著	法學的國家論	送定 料價	二、〇〇
田和一夫譯	改露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國憲法	送定 料價	五、四〇
淺井清著	獨逸憲法原論	送定 料價	三、〇〇
都富仰著	英國憲法要論	送定 料價	三、八〇
中野登美雄譯	ハルゼンス國家原理提要	送定 料價	八、八〇
堀切善次郎著	貴族院改革資料	送定 料價	二、五〇

松 巖 堂 書 店 刊 行 書

巖山政道著	政治學の任務と對象	送定 料價	四、〇〇
巖山政道著	國際政治と國際行政	送定 料價	二、五〇
内田繁隆著	日本政治思想史	送定 料價	三、五〇
稻田周之助著	政治心理論	送定 料價	二、三〇
村瀬武比古著	政治哲學の諸問題	送定 料價	三、〇〇
田所輝明著	政治運動教程	送定 料價	一、五〇
中野登美雄譯	ハルゼンス國家原理提要	送定 料價	八、八〇
小林良正譯	マルクスの支那印度論	送定 料價	六、六〇
麻生久著	無産政黨の理論と實際	送定 料價	六、六〇
占部百太郎著	佛蘭西革命史論	送定 料價	三、〇〇

嚴松堂書店刊書

金子鷹之助著	社會哲學史研究	定價 四、〇〇 送料 一八〇
楊祥 蔭隆 共譯 內田繁 氏著	胡適 古代支那思想の新研究	定價 四、五〇 送料 一八〇
永井 亨著	國民精神と社會思想	定價 八〇 送料 六〇
細野雲外著	思想惡化の因	定價 三、八〇 送料 一八〇
大山郁夫著	民族鬭争と階級意識	定價 七〇 送料 六〇
松下芳男著	無産階級と國際戰	定價 八〇 送料 六〇
永井 亨著	社會政策綱領	定價 三、〇〇 送料 一八〇
北澤新次郎著	社會改造の諸思潮	定價 七〇 送料 六〇
北澤新次郎著	新社會を凝視して	定價 一、〇〇 送料 六〇
安部磯雄著	社會主義の時代	定價 七〇 送料 六〇

